

## 平成22年第2回羅臼町議会定例会（第1号）

平成22年6月25日（金曜日）午前10時開議

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 議案第32号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第43号 財産処分について  
(日程第7、議案第32号及び日程第8、議案第43号  
2件一括)
- 日程第 9 議案第33号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正  
予算
- 日程第10 議案第34号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会  
計補正予算
- 日程第11 議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい  
て
- 日程第12 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定  
について
- 日程第13 議案第36号 羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改  
正する条例制定について  
(日程第12、議案第37号及び日程第13、議案第36  
号 2件一括)
- 日程第14 議案第38号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定につい  
て
- 日程第15 議案第39号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について
- 日程第16 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につい  
て
- 日程第17 議案第41号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第18 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

- 日程第 19 発議第 4号 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書  
日程第 20 発議第 5号 医療的ケアの必要な子どもの就学に係る地方自治体への支援を求める意見書  
日程第 21 発議第 6号 持続的な農業・水産業政策の確立を求める意見書  
日程第 22 発議第 7号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書  
日程第 23 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	松原臣君
	1番	湊屋稔君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	小野哲也君
	5番	坂本志郎君		6番	鹿又政義君
	7番	佐藤晶君		8番	山下崧君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	監査委員	中村一也君
教育委員長	石川勝君	総務企画財政課長	寺澤哲也君
総務企画財政課参事	佐藤行広君	税務課長	野理幸文君
町民生活課長	五十嵐勝彦君	保健福祉課長	渡辺憲爾君
保健福祉課長補佐	堺昇司君	地域包括ケア支援センター課長	斉藤健治君
環境管理課長	川端達也君	水産商工観光課長	石田順一君
建設水道課長	高橋力也君	建設水道課長補佐	石岡章君
学務課長	太田洋二君	社会教育課長	中田靖君
郷土資料室長	涌坂周一君	診療所事務長	工藤勝利君
診療所事務課長	対馬憲仁君	会計管理者	嶋勝彦君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	久保田誠君	次長	大沼良司君
--------	-------	----	-------

---

午前10時00分 開会

---

◎開会・開議宣告

---

○議長（村山修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成22年第2回羅臼町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、5番坂本志郎君及び6番鹿又政義君を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

---

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議していただき、本日1日としたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

---

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

去る6月3日、札幌市において開催されました第61回北海道町村議会議長会定期総会に出席いたしました。

次に、羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

---

## ◎日程第4 町長行政報告

---

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、第2回羅臼町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位は、何かと御多用のところ、御出席を賜りましたことにつきまして、まずもって御礼を申し上げる次第でございます。

本会議開会前に、議会議員としての永年勤続により自治功労表彰を受けられました鹿又議員、佐藤議員、松原議員、村山議員に対しまして、町民を代表し、祝意と敬意を表する次第でございます。今後とも町政進展のため御尽力を賜りますよう念願する次第でございます。

お許しをいただきましたので、ここで行政報告3件をさせていただきます。

1件目は、特旨叙位特別叙勲の伝達についてであります。

去る3月31日に御逝去されました土屋光三氏に16位旭日双光章が授与され、6月1日に遺族に対し、私から伝達を行いました。

故土屋光三氏は、昭和38年に町議会議員となり、以後、7期27年の長きにわたり、羅臼町議会議員、文教厚生常任委員会委員長、総務常任委員会委員長等を歴任し、議会の円滑な運営に尽力されました。また、漁業経営者である知識や経験を通じて、町の基幹産業である漁業の発展や地域振興など、多岐にわたり町政に尽力された功績が認められ、このたびの授与となったものであります。

生前の功績に敬意を表し、御冥福をお祈りし、ここに御報告申し上げる次第であります。

2件目は、羅臼町社会福祉協議会の事務所の移転についてであります。

栄町旧根室支庁治山詰所を、福祉施設の利用を目的に取得し、整備を進めてまいりましたが、昨年9月に地域活動支援センター「とっどる」の活動拠点として一部利用を開始したところであります。

その後、社会福祉協議会との協議の結果、今後、事務所として使用することで了解を得たところでございます。施設の管理も含め、より一層の有効利用に向け期待しているところでございます。

なお、事務所の移転は、6月28日に予定しております。

3件目は、鮮魚取扱高の状況でございます。6月23日現在でございます。

詳細は省略いたしますが、トータルで申し上げますと、昨年同期と比較いたしまして、取扱高、数量では昨年に対し9.5%の増、金額では昨年に対し0.5%ということござい

いまして、いずれも昨年を上回ったような状況でございます。これにつきましては、御案内のとおり、安全操業による中断もあった中での実績でございます。今後のさらなる好漁に期待するものでございます。

以上、行政報告3件をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、行政報告を終わります。

---

## ◎日程第5 一般質問

---

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番 湊屋稔君。

○1番（湊屋 稔君） それでは、通告に基づきまして、2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目ですけれども、勤務医の医師住宅と、その生活環境の整備について質問させていただきますと思います。

現在、羅臼町国保診療所は、建設に向け準備が進められております。今後、実施計画が進み、全容がはっきりしてくるということで、現在の老朽化した診療所が新しく生まれ変わる予定となっております。きっと患者さんには利用しやすくなり、診療所の医師やスタッフの職場環境は見違えるほどよくなるのではないかとこのように思っております。

そのような中、医師の招聘条件と申しますか、当然、整備が必要なのが、一日の3分の1を過ごす住宅などの生活環境だと思っております。現在の医師住宅の現状と設備の状況はどうなっているのか、次の4点についてお伺いいたします。

一つ、私の見るところ、現在使用している医師住宅は老朽化しているものと感じております。あの三角屋根の院長住宅ですけれども、あそこは築何年になっているのか。

二つ目に、現在の医師住宅の生活環境は、医師が使用するに当たって適正か、これは、十分かということです。それとも不適正か、不十分であるというのか、どのようなお考えであるかということをお伺いしたいと思います。

三つ目、今後の医師住宅の建設計画や整備計画があればお答えいただきたいと思っております。

最後に、常々医師3名体制を目指し、医師の招聘に努力するとおっしゃっておられますが、医師の招聘と医師の生活環境の整備というのは、これは全くセットで考えるべきだと私は思っておりますけれども、町長の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

続きまして、2件目の質問に移らせていただきます。

漁業協同組合との人的交流について質問をしたいと思っております。

漁業を基幹産業とする羅臼町において、行政と漁協との関係はとても重要なものと考え

るところでありまして、この町で住む人のほとんどが何らかの形で漁業にかかわっている。そういう中、ここに来てさまざまな問題や将来への不安、そういったものが取りざたされるようになっております。これからも町民の意識改革や漁民のモラル向上、町民や漁民への自立支援、納税意識や町政への理解や取り組みへの協力など、上げればきりが無いほど問題はあっていると思っております。

特に低迷をしているこの町の経済を考えると、今以上の経済政策を進めていかなければならないと思っております。その場合、羅臼町と産業団体や経済団体との問題意識や必要な情報の共有化を図ることが大切ではないかと。その中でも漁協との交流をさらに進めるため、プロジェクトチームの設立や、さらには人事交流などを行うといったお考えはございませんか、お聞きします。

以上、新しくなった質問席より2件の質問をさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 湊屋議員から2件の御質問をいただきました。

1件目の勤務医の医師住宅とインフラ整備について、4点の御質問でございますが、いずれも関連がありますので、総括的にお答えをさせていただきたいと思っております。

医師住宅と設備の状況につきましては、現在、医師住宅3戸、医療技術者住宅3戸の計6戸であります。この医師住宅は、築19年から26年経過し、いずれも1棟1戸建て、木造住宅でございますが、現在、医師住宅に常勤医師の入居はありません。

また、4月まで入居されておりました前所長の住宅につきましては、緑町に建設されております住宅で、築19年が経過している木造2階建ての医師住宅であります。設備等につきましては、床暖房設備が設置されている住宅ですが、水回りや暖房関係の老朽化が目立ち、万が一故障しても部品が手に入りにくい状況になっております。

したがって、医師の住宅環境としては、率直に言って快適な住環境とは言えない状況を反省し、今後においては現状を把握しながら万全を期してまいりたいと存じます。

なお、早急に改善する必要がある住宅につきましては、現行予算を流用し、整備を図ったところであります。したがって、その費用を充当するために本定例会に補正予算を上程させていただいておりますので、御理解を賜りたく存じます。

また、今後の医師住宅の整備につきましては、常勤医師の3名体制プラス出張医等をも含めた医師等の住宅環境を整える必要性は十分感じているところでございまして、単身赴任の多い実態なども考慮しながら、既存の職員住宅の改修であるとか、議員御指摘のように、医師住宅の新築等も含め、早急に結論を出し、診療所の改築による勤務環境と住環境の改善を図り、医師招聘のはずみとなるような環境整備をしてまいりたいと思っております。

2件目は、漁協との人事交流についての御質問でございます。

低迷する経済を考えますときに、産業団体や経済団体との良好な関係、とりわけ基幹産

業の漁業が経済全体に影響する当町におきましては、漁協との関係が極めて重要であるとの議員の御指摘につきましては、私も同感でございます。これまでも、いろいろな場面で問題意識や情報の共有化等について話し合いをしてまいりましたが、まだまだ十分とは言えないのが現状でございます。

したがいまして、今後は今まで以上の関係強化に向け、人事交流等の具体化について、まずは人事部局と協議し、さらにはプロジェクトチームの設置等の必要も含め検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 今、町長にお答えをいただきました。

まずは羅臼町の医師の住宅の設備と申しますか、今後のということで、僕が質問した項目に当たって、いろいろ前向きにお答えいただいたというふうに思っております。最後のほうでおっしゃっておられました、十分、今の住宅ではまずいと、言い方は違いますがけれども、感じておられて、新築計画、または整備計画というものを今後早急に考えていくのだということで僕はお聞きしたのですけれども、その点だけもう一度だけお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） そのとおりでございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） そうですね。

それと、途中で町長がお答えになっている中で、現行の予算の中で、もう既に進んでおられるということで、僕の聞くところによりますと、もう既にそういった設備がなされていて、きょうの予算の中で、それを充当するために、その予算の採択をこちらに上程しているということでよろしいでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 当初予算におきましては、これだけ大規模にやる予定はなかったわけでありましてけれども、いろいろ状況を考えたときに、このままではなかなか、医師の招聘ということについても、住環境を考えたときに支障があるという判断の中で、現行予算の中で整備させてもらったと。決してそれが、当初、目的としたところまでが予算の中に加味されていなかったということがあるのかもしれませんが、現行予算の中で流用させていただいた中で、結果としてそれが、当初予算に予定していたものが、その執行をしたことによって予算に不足が生ずるということになりましたので、今回その分を補正として上程させていただいているところでございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） その点をいろいろ話していると、私の持ち時間もありますし、ほかの質問もございますから、この後、質疑等もありますから、その中でもし何かあれば出

てくるのかなというふうに思いますけれども、とりあえず、そういった意味ではもう進んでおられるということだと、私の質問というのは余り意味をなさないというか、ぜひもっとやってほしいという2番目の質問だとかそういうのは十分感じられていて、そして、既にもう進んでいる部分があるのだよというようなことですから、その辺については、お互いもうやっていますという話なので、そこはちょっと省いていきますけれども、もうちょっと大きなあれでいきますと、先ほど医師住宅、三角屋根のところですよ、緑町の、院長さんの住宅という、青いものですね。あそこは現在使われていないということで、あそこが19年ですね。

今後、やはり、先ほど僕が言いましたけれども、診療所が新しくなっても、そこで過ごすのは多分3分の1程度だろうと、勤務時間から考えて。そうすると、住宅で過ごす時間というのは非常に長い時間なのです。その中で情報を得たり、その中で快適な生活をしてもらうというのは、これは当然のことで、例えば、今、あそこは一度見せてもらったことがあって、お邪魔したことがあるのですけれども、確かにひどかったですよ。やっぱり老朽化している。トイレなんかもそのまま、何というのですか、すとんみたいな感じのトイレであったり。ただ、最低限、例えば医師が情報を得るためのネットの環境整備だとか、そういったものを、今後進めるところではぜひやっていただかないと、やはり、そこで一年間なりの期限を切って、今回のお医者さんもそうですけれども、来ていただくに当たっては、やはりそういったところも、医師を招聘するに当たっての絶対的な条件だと思うのです。この田舎に来て、例えば映りの悪いテレビを見るよりも、やっぱりデジタルテレビで見たいというのはこれは、普通の家庭でも今は大体デジタルテレビになったりウォッシュレットになったりしている中で、やはり医師として招聘するとき、その辺の整備というのは最低限やってもらいたいというふうに思います。

今の予算の中で、どこまでやるのかというのはちょっとわかりませんが、今言ったようなことはお考えになってらっしゃいますよね。その辺、お答えください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいま議員から御質問がありました最低限のというようなことにつきましては、町長が先ほど答弁いたしましたように、現行予算の流用の中で整備をさせていただいたというところに、すべて今の御質問があった内容を整備させていただいたということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） わかりました。

それで、今のは設備の話です。この次は、ちょっと将来的な話、将来といっても、そう長く放っておくわけにはいかないとはいいますけれども、住宅を整備する、新築するとか、新たにどこかちゃんとしたところを用意するというお考えは、今後、協議をして考えていくというお話、先ほどいただきました。

これは、羅臼町の当然、診療所が新しくなったら、やっぱりそこら辺も、実はセットで

考えるべきなのかなというふうには、僕は思うのですけれども、ただ、こういった財政の中で、なかなか一遍にというわけにはいかないのでしょうけれども、ただ、土地の少ないこの地域の中で、近くにそういったものを用意していくというのは非常に大変なことなのかなというふうに思いますけれども、それも含めて、めどなどというのは立っているのでしょうか。大体これぐらいの間までには、ぜひそういったことも整備したいなどということがもしお考えの中であれば、お聞きしたいのですけれども。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今後の住宅の問題でありますけれども、先ほども答弁を一部したかと思っておりますけれども、医師によっては1戸建てではなくて集合住宅のほうが良いという医師もいるわけですが、現在もそうですけれども。したがって、そういうことも含めると、3人、医師を招集するから3人で済むということではなくて、単身向けの住宅、あるいは1戸建ての住宅を希望する医師もこれまたいるということも含めて考えたときに、それともう一つは、今、議員御指摘のとおり、この町の中で、診療所から余り遠くないところでそれを確保しなければならないとすれば土地の問題も出てくると。加えて、既存の住宅の中でもって、それで改修で済むことなのかどうか。新築のほうが良いのかどうかも含めて、今の診療所の建設のめどを23年度中というふうに踏まえておりますので、その辺の、完成と同時にできるかどうかは別として、何かの形できちんと計画をしまいたいというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） そういったことを考えていくということで、今後、羅臼町の医師の問題というのはさまざま、僕が議員になってからもずっとそれが中心で話されてきました。

実際に、僕が3年間の間でどうだったかという、なかなか、固定化した医師がいないとか、そういったことがあります。その一つの要因として考えられるとは思いませんけれども、ただ、そういった医師が、ここにある程度の期間、固定化して来ていただけるですとか、もう1人、2人のお医者さんがいて、安定した診療ができるというような体制をつくるには、やはり生活環境の整備というのは非常に大事な問題ではないかというふうに思っておりますので、できれば早いうちにそういった生活環境の整備というものを整えて、完成させていただきたいなというふうに思っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

次の質問は、漁協との人的交流といいますか、そういった話をさせていただいたのですけれども、大まかに言うと、漁協以外にも経済団体や産業団体というものがあります。ただ、この町を支える大きな役割を担っていただいている漁業協同組合というところと、それからこの町の中心を担っている行政という、この関係が、やはり非常に重要なものだというふうに考えておまして、そういった中では、それぞれ、行政だから町政を進めれば良いのだと、例えば漁業協同組合だから漁業者、漁業関連のことでやっていけばいいのだ

というだけで、この町は動いていかないといいますが、この町が一つになって進めていかなければいけないというふうに私は常々思っているのですけれども、なかなか、はたから見ていると、中でやられている方はそうではないのだと言うのかもしれないのですけれども、一緒に何か目標を持ってやろうとか、何かビジョンを持って一緒にやっというものは、なかなか難しいのではないかなというふうに、今の状態の中で考えると、ここのこと。

例えば産業活性化推進協議会とか、ああいうものがあって、団体の長とかがたくさん出てきますよね。出てこられるのですけれども、あそこでは何も決まらないですよ。ああいう中で、僕も入っていますし、それぞれの立場で言うのですけれども、一つの何かビジョンを持って、一緒にそれを共有化して、そこに向かっていこうというものが、何かやっぱり、お互いに提言していかないと、なかなか難しいのだろうなど。ああいう中では、お互いの立場で、やっぱりそういった代表者が出てきますから、お互いの、自分たちの後ろにいる人たちのためにいろいろ話しますから、なかなかそこで一つになっていかない。そうすると、推進委員会というのがその下にあっても、なかなかそこで何をやっていいのかわからないという状況の中で、逆に言うと、なかなか協力し合えないといいますが、そういった状況の中にあるのではないかなと。僕が委員でいながらこういうことを言うのはおかしいのだけれども、実際には非常にそういう部分を感じています。

そういったときに、やはり漁協と組合というものがリーダーシップをとって、一緒になって同じ情報を共有して、できれば同じビジョンを持ってやっていけるような体制というものをつくっていただきたいというふうに思っております。

先ほど町長からお答えいただきました。今後、そういった関係をもっと親密にしていくためのそういったプロジェクトチームや、人事交流なんかも含めて考えていくというお答えを最後にいただいたというふうに思っております。その辺を、ちょっともう一度、結局、これは相手がいることですから、ただ、町サイドでは、ぜひ漁協なんかとそういう話を進めていきたいのだという思いがあるのかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） これは以前からお話のあったところでありましてけれども、非公式といいますか、に話をしたこともありますけれども、それ以降、具体的に進んでいるわけではございません。

ただ、私が思うのは、人事交流、これは行政と産業団体との組み合わせという交流であります。これが一方的に、行政側から産業団体に派遣研修ということであれば、またそれは別ですけれども、お互いに人事交流ということになりますと、なかなかその辺は、行政同士であれば、国であるとか、町であるとか、あるいは北海道であるとか、町であるとかというようなことについては、お互いにやろうとしている業務内容がそう違わないということがありますから交流しやすいのですけれども、一方、行政と産業団体、あるいは企業

ということになると、なかなかその辺の、一方的な思いだけではいかないと。相手側の意向も十分踏まえながら、相手がどうそれを考えているかということもあるわけでありますので、その辺も今後、そういうプロジェクトの中で、可能なのかどうかも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、最近では、漁協との関係では、特に、今までなかったことでありますけれども、いろいろな、漁火まつりであるとか、知床開きであるとか、共催してもらったり、あるいは協力してもらったりと。つい先日行われました知床開きにおきましても、漁協の職員が積極的に本当にお手伝いをいただいたということでございまして、これも本当にありがたいなと思っていますし、日ごろのそういう、お互いに協力し合う中で、またそこで交流も生まれてくるということも思っていますし、決してお互いに、一年間なら一年間、こちらから勤務させた、向こうから来てもらった、それだけで済む話ではなくて、トータル的に、いろいろな分野の中でもって今後、そういう交流を進化させていきたいものだなというふうに思っているところでございます。

○議長（村山修一君） 湊屋君。

○1番（湊屋 稔君） 当然、相手のいることですから、勝手にこちらだけがやりたいとか、あちらがやりたいとかという話ではないと思いますけれども、今言われたように、町長のお考えとしては、より一層、親密な関係といいますか、しっかりお互いに同じ方向を向いて協力し合っていきたいというお話だと思います。

僕は組合員でもありますからあれなのですけれども、例えば、先ほど言いましたけれども、町民の意識改革だとか漁民のモラルの問題であったり、これは実は町全体で考えなければいけない問題ではないかというふうに思っております。漁民のモラルが低下しているだとか、そういったことは、羅臼漁業協同組合という中で、当然、組織の人間がそういう中でいろいろなことがあったりするわけですが、ただ、これはやっぱり、羅臼町としても町全体でそこをサポートしながら、一緒に考えながら、一緒にそこを改善していこうという、何らかのそういった姿勢が見られれば、またちょっと変わってくるのではないかなというふうに思っています。

また、行政側といいますか、羅臼町側から言うと、例えば納税意識などというものは、ほとんどの方が漁協に携わっていたり、漁業関係者であったりする中で、いろいろ、町からお願いしているのか、漁協のほうから提案いただいているのかわからないですけれども、納税貯蓄だったり、そういったものを勧めていたり、それから、そういった納税意識の向上のためにいろいろ、その辺はお話し合いはされているものだというふうに思いますけれども、ただ、もっともっと進めていかないと、町側もやっぱり大変だと思います。皆さんが、やはり税金が取られるのだという意識ではなくて、税金を払いましょうという意識に、やはり町民の皆さんであったり漁民の皆さんが変わっていかねばいけない。

そういう中で一つだけちょっと、僕がいろいろ、青年活動とか何とかしながら感じていたのは、漁協の中には結構いろいろないいシステムがあったり、その中でやっぱりもう一

度そういったものをどんどん進めていただきたいと思いますのは、ライフプランという、漁協の信用部が進めているものなのですけれども、そういったものは、非常に行政の納税意識だったり行政参加、町に参加する、地域の活動をするなどということには非常にいいような、すごいそういったカリキュラム的なものがありまして、信用部でやっているのですけれども、例えば若い人たちがいて、自分の一生、漁民としての一生だとか、羅臼町民としての一生だとかというものをシミュレーションするのですね。そして、何歳ごろには結婚をして、何歳ごろに子供ができたときにはこれだけのお金が必要だと。貯蓄だってこれぐらいないといけない、学校にはこれぐらいお金がかかる。当然、納税だってこれぐらいしなければいけないですよ。そのために、今から何をしなければいけないかというものを、自分の人生設計をするのです。そういったものが、実は漁協の信用部なんかには、そういったカリキュラムというしっかりできているものがあるので、ぜひそういったところを、例えば交流の中で生かせないかと。そうすることによって、納税意識の高まりや、そういったことが少しでも広がっていく。そういったきっかけとしては非常にいいシステムだなというふうに僕は思っています。

ですから、そういった漁協なんかと、そういった交流をしたり、チームをつくってこれからの羅臼、それから町民、漁民をどうしていこうか、これからの経済発展をさせるためにはもっと何をすべきかということ、実は腹を割って、実はうちにはこのようなものがあるよ、うちはこういうことをやりたいのだよ、協力してもらえないかと。それは、前回の知床開きなんかでそういった協力をいただいたと思いますけれども、もっと何かこう、もうちょっと、イベント事で協力し合うということがスタート地点だと思いますけれども、もっともっと、よりお互いに強い、そういう何かこう、思いといたら変ですね。そういった問題を、お互いに腹を割って話し合える環境をつくってもらいたい。これは僕、実は切なるお願いといいますか、町民だってやはり、どちらにも所属しているというか、羅臼町には皆さん所属していますけれども、漁協に所属しているのもこれだけいる中で、そこがうまくいかない、なかなか、羅臼町に住んでいても不安というのはぬぐい去れないものだというふうに思っております。

人事交流という難しい問題はあろうかと思えます。例えばこちらから送って、向こうからも送っていただいてやる。今言われた仕事が違ふと。ただ、行政が民間との人事交流をやるというのはあちこちにある話ですから。それが行政間だからうまくいくから、それはやりやすいからそうやるのだということではなくて、あえて、やりづらくても、例えばそういう仕事内容が違ってそこに送り込んで、新しい目で見てもらえる人をまたそこで勉強させて戻して、行政の運営に生かしていくというのは、これは非常に大事なことで、実は民間の中に例えばいても、そこしかわからない。行政の中で仕事をしていても、行政のことしかわからないみたいなことは、やっぱりそういうことで少しずつ改善して、そこで学んだことをまたバックしていく、同僚の皆さんの中で話していく中で見方を変えていくだとか、そういうことは非常に必要だと思うので、ぜひ、漁協またはほかの団体、各種あ

ります。そういったところの、もっとより効果的なプロジェクトチームの確立と人事交流なども含めて、ぜひお考えをいただきたいというふうに思っておりますので、その点について最後、町長に一言いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） このことにつきましては、今、事務的に進めさせていただくという話をさせていただいております。

それで、お互いトップ同士、漁業協同組合長、代表組合長である、そして私と、いろいろな、町全体のことについての話ではできる環境にはなっておりますし、必要であれば私のほうから出向いてもいますし、組合長さんのほうから私のほうに来てもらうことも多々あるわけでありまして、そういう面では意思の疎通は図っていると思っておりますけれども、個々具体的なところに行きますと、まだまだ、トップ同士ではなかなか解決できない具体的ないろいろな問題も出てくる関係上、事務的な形で今後進めていく中で、先ほど申し上げましたように進めていきたいというふうに思っています。

それで、今、お聞きしますと、組合にライフプランという、そういうようなシステムがあるということでありまして。差し支えなければ、それが今どのように活用され、展開されているのか、参考にさせていただけるものならさせていただきたいなというふうに思っているところでもございます。

いずれにしても、人事交流、あるいは研修というのは、本当にお互いに大きな知的な財産になると思っております。仕事をお互いに理解し合う、そしてわかり合える。能力が高まったり、あるいは知識が高まったりと。加えて、そういう交流の中で、お互い人間関係が構築されていると、人的なネットワーク、これが私、非常に大きいだろうというふうに思っていますので、決してマイナスの部分よりもプラスの部分が多々あるわけですので、相手のあることではありますが、何とかこのことにつきましては、議員の質問にあったような趣旨に基づきながら今後進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、湊屋稔君の一般質問を終わります。

次に、5番坂本志郎君に許します。

坂本君。

○5番（坂本志郎君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

質問のテーマは、3件、8項目についてお伺いをいたします。

最初に、羅臼町の地域医療を守る取り組みに関してですが、日本の医師、看護師の不足と労働環境の悪化、産科・小児科救急医療体制などは、先進国の最低レベルであり、特に絶対的な医師不足は、釧路・根室地方に深刻な影響を及ぼしています。

当町においても、ことしの春、医師の退職により、常勤医ゼロ、診療休止という医療崩壊の危機に直面いたしました。この危機は、町長を先頭にした関係者の努力と関係機関

の協力により、何とか医療崩壊事態は回避することができましたが、将来にわたって町民が安心して医療を受けられる状況にはありません。危機状況は現在も続いています。

道の調査によると、緊急に医師を必要とする病院は、釧路管内5病院18人、根室管内3病院4人になっており、都市部、郡部ともに医療スタッフは不足し、医療体制が縮小されています。

関連して、介護の分野では、特養老人ホームの待機者は、全国で42万人、道内で2万2,000人、釧路市1,031人と、ふえる一方です。利用者の過大な負担、介護労働者の劣悪な労働条件と人材確保も改善されていません。

医療、介護を採算だけで判断する今の政治が根本的な問題であると私は考えています。

さて、羅臼町は、新しいまちづくりに向けた重点政策の中で、地域医療の推進に関して、町民みずからが主役となって健康づくりに参画し、心豊かに安心して暮らせる地域社会を形成するため、予防医療を重視した医療体制を目指すとしています。

地域医療は、町民が安心して生活していく上で欠かすことのできないものであることは言うまでもありません。私は、持続可能な地域医療体制を構築するため、町、町民、そして医療機関が一体となり地域医療を守ることが重要と考えていますが、そのために、町、町民、そして医療機関それぞれの果たすべき役割は何か、この件について、町長のお考えをお伺いします。

次に、医師を招聘し、長期に勤務をしてもらうには、その待遇が重要です。湊屋議員からも、この点についての御質問がありました。一部重複するかもしれませんが、この春、退職された本田医師がおやめになる際、幾つかの問題提起をされました。一つ一つについては申し上げませんが、その中で、前任者と比べ報酬がかなり低いことに気がついた。私の給与水準は大変低く、せめて中標津ぐらいの水準でなければ医師招聘は難しいと思う。こう言うておられました。待遇は、給与だけではもちろんありません。診療のシステムや職員の配置等への参画、あるいは先ほどお話のありました医師住宅などいろいろあろうかと思いますが、それでは当町の医師の待遇は適正と考えておられるか。特に給与水準でどうなのか、お伺いいたします。

次に、新しい診療所の体制について、町は、医師は3名必要との考え方を示しているが、時間外救急受け入れと入院再開には宿直が必要不可欠であり、出張医の手当も含め、安定した医療を保障するための体制確立を急がなければなりません。最重要課題です。

新診療所は、平成24年4月開所の計画ですが、医師の招聘、看護師など必要なスタッフの確保など、今後どのような手順で行うのか、その計画についてお伺いします。あわせて、予定されている診療所19床の入院病床は療養病床も含むのか、お伺いをします。

次に、北海道教育委員会、道教委は、本年5月31日、学校及び教職員の法令等違反に関する道民からの情報提供に関して、必要な事項を定めるための要綱を策定しました。

道教委は、本年3月30日、すべての教職員を対象として、教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施を各道立学校長と各市町村教育委員会委員長に指示をしています。当

然、羅臼町の教育委員会にも指示があったと思います。

全日本教職員組合、全教は、この調査が教職員の基本権を侵害し、教育現場に混乱をもたらすとして中止を求めましたが、今回の情報提供制度は、前回の実態調査による教職員の基本権侵害をさらに拡大するとともに、本来、教職員と児童生徒、保護者、地域住民によって行われるべき教育に分断と混乱をもたらすことになると思います。

その上で、3点お伺いします。

1点目、この情報提供制度の制定の背景と目的は何か。

2点目、学校及び教職員の法令等違反行為とは何か。

3点目、この情報提供制度実施についての教育長の考え方を伺います。

次に、過疎法の改正に関して伺います。

過疎法、過疎地域自立促進特別措置法の改正が、この4月1日より施行されました。対象となる過疎市町村は、これまでより58団体ふえ、776団体になります。今般、羅臼町も指定されたと認識していますが、今回の改正では、過疎債の対象が、これまで施設整備とそのための出資に限られていましたが、ソフト事業などにも拡大されたようです。支援の延長、拡大の方向に全国町村会も強く要請してきたことが盛り込まれており、高く評価をすとして歓迎をしています。その上で、今回の改正の内容と今後の当町の対応についての考え方を伺います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 坂本議員から3件の御質問をいただきました。

まず、1件目の羅臼町の地域医療を守る取り組みについて、4点の御質問でございます。

1点目の地域医療を守るための町、町民及び医療機関それぞれの責務、果たすべき役割は何かということですが、全国的に地域医療が崩壊状況にある中で、町の責務、役割としては、町内唯一の医療機関として1次医療を確実に提供し、住民の安心、安全を確保する上からも、安定した診療所経営のもと、良質な医療を持続的に提供していく役割があると思っております。

町民の責務、果たす役割としては、その基本は、医療に頼り過ぎることなく、日ごろから自分の健康管理のため、各種検診や健康診査の積極的な受診をすることが大変重要だと思っております。特に、各町内会等における救急医療情報キット「命のバトン」の取り組みや女性団体連絡協議会における救急車の適正利用に関するポスターの作成、配布などの活動に対しましては、大変ありがたいものであると思っております。

加えて、医師を疲弊させないために、例えば緊急性がなく患者の都合で時間外に受診する、いわゆるコンビニ受診の撲滅、医師等への感謝の気持ちを持って受診することや医療をサポートする町民の自発的な組織活動などのほか、日常的な病気やけがなど1次医療に関する地元診療所への受診行動なども町民の意識に負うところが大きいものと思っております。

診療所、医療機関が果たす役割として、一つ目としては日常的な病気やけがなど医療が必要なときに安心して受診できる医療の確保、二つ目としては重症患者発生時におけるドクターヘリ等による初期救急の対応、三つ目としては在宅医療の充実、4点目としては診療所としての各種健診や予防活動の充実など町民の健康づくりの推進、5点目としては高齢者医療の充実などが、その役割として考えられるところであると思っております。

2点目の医師の待遇についてであります。

過去、現在、適正と考えるかという御質問ですが、以前、医局から医師を派遣していただいていた当時は、大学からの派遣制度により勤務していただいておりますが、町単独で個別の採用をする場合につきましては、近隣の病院や他の類似医療機関などの状況なども参考にしながら、我が町の医療実態も加味した上、医師自身の勤務歴や医療技術などを総合的に判断して勤務条件等を提示し、本人了解の上で勤務していただいております。このことは、町が直接医師招聘をすることになってから基本的に変わっておりません。こうした対応の結果が適正かどうかの判断は難しいところではありますが、その時々で適切な対応をしてきていると思っております。

こうした状況の中で、特に医師の住環境の面につきましては、必ずしも十分とは言えない状況を反省し、先ほど湊屋議員の御質問にお答えいたしましたように、現状を把握し、万全を期してまいりたいと存じます。

3点目の医師招聘及び看護師、理学療法士、作業療法士確保の取り組みについての御質問であります。医師招聘につきましては、議員も御同行いただきました、議会と町の連盟による、北海道に対する直接的な医師の招聘要請行動のほか、各関係機関、特に北海道地域医療振興財団、北海道東京事務所、関係行政のほか、北海道病院協会、全国自治体病院協議会、東京の社団法人地域医療振興協会等々、あるいはインターネット広告募集、さらには議員を初め町民有志や院内情報など、さまざまな形で常勤医師3名の招聘活動に努めているところであります。また、インターネット募集のような個人を対象にした募集方法のほか、竹内所長からの御提案も含め、医師や看護師、理学療法士、作業療法士等の招聘方法として、医療法人や社会医療法人等からの支援なども含め、現在取り組んでいるところでございます。

4点目の、計画中の診療所の入院病床19床は療養病床も含むのかとの御質問ですが、平成20年4月に病院から診療所に転換した際、一般病床のみとして現在に至っております。国の療養病床廃止の方向など情勢の変化もあり、新診療所の計画の中には療養病床は入っておりません。しかし、平成20年4月からの国の制度改正により、有床診療所の空きベッドを利用したショートステイが可能となったことから、新診療所の現計画では、在宅療養者の生活を支えていく観点から、例えばいざというときのベッドとして、また、ターミナル患者用のベッドとしての活用なども考えているところでございます。

2件目は、教育長から答弁があらうかと思えます。

3件目ではありますが、過疎法改正について、その内容と羅臼町のソフト対策事業の対応

についてであります。

羅臼町は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律により、今年4月1日より過疎指定を受けました。これから羅臼町として、地域産業の振興及び開発、交通通信体系の整備、生活環境の整備、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備等に関する事項等を盛り込んだ羅臼町過疎地域自立促進計画を9月の定例議会に上程すべく、現在、計画内容を根室振興局と協議中であります。

また、議員御質問のソフト対策事業についてであります。このたびの改正で過疎対策事業債のソフト分が設けられ、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業で、過疎地域自立促進市町村計画に定めている事業が、地方債をもって、その財源とすることができることとなりました。

現在のところ、ソフト事業として計画されている具体的な事業はありませんが、今後、これらのことを踏まえ、過疎法に特別措置を計画的に設けられるよう、当面、第6期総合計画に計画されている事業をベースに、羅臼町過疎地域自立促進計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 2件目といたしまして、坂本議員から、学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱につきまして、3点の御質問をいただきました。

1点目は、この制度制定の背景と目的についてであります。

北海道教育委員会では、学校運営や教職員の服務について、法令等に違反する行為が行われた場合、道民の皆様からの情報提供を受ける窓口を設置する要綱を決定し、本年5月31日から施行することになりました。

この制度が制定されました背景についてであります。さきの衆議院議員選挙にかかわり、本道の教職員が加入している職員団体の幹部及びその団体が政治資金規正法違反で逮捕、起訴されたことにより、保護者や地域の方々に大きな不安や不信を与え、本道教育に対する信頼を著しく損なう事態が発生したところであります。

このため、保護者との信頼関係の前提となるのは、教育公務員としての法令遵守の精神であるとの基本的な考え方に立って、学校及び教職員の法令等違反に関して広く道民から情報提供を受けながら、適切に処理する必要な事項を定め、学校運営の適正化と学校教育に対する道民の信頼の確保を図ることを目的として定められたものであります。

2点目は、学校及び教職員の法令等違反行為は何かとして、学校教育施行規則関係と教育公務員特例法関係の2件についてのお尋ねであります。

この要綱で定められている範囲につきましては、学習指導要領違反や教職員の政治的活動の法令違反に限定されておりまして、具体的には、学校教育法施行規則関係につきまし

ては、文部科学省から研究開発学校または教育課程特例校の指定を受け、学習指導要領等によらない教育課程の編成を認められている学校を除いて、小中学校及び高等学校が学習指導要領等に基づかない指導があった場合は、学習指導要領違反となるおそれがあります。例えば、小中学校において、学習指導要領に基づき各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導が行われていないことや、それぞれの授業時数並びに総授業時数が確保されていないなどの事実があった場合は、法令違反となるおそれがあります。

教育公務員特例法関係につきましては、教職員の政治的行為であります。例えば、候補者の推薦等や、投票の依頼または勧誘、デモ行進や署名運動、資金カンパ等に関することなどの活動の事実があった場合には、公職選挙法や人事院規則、地方公務員法などに定められた法令に違反となるおそれがあります。

3件目は、本制度の実施について、教育長の考え方についてのお尋ねであります。この制度は、このたびの事態を受けまして、学校教育に対する道民の信頼を確保するため、学校を取り巻く諸課題につきまして、これまでの公聴制度に加えて、より広く、多くの教職員や保護者などから直接情報や御意見をいただき、学校運営の改善につなげていけるよう新たに設けられたものでありまして、関係する法令に定められている法令の遵守を意識した制度であると理解しております。

学校教育におきましては、保護者を初め地域の方々との信頼関係を基盤として、校長の力強いリーダーシップのもと、すべての教職員が協力をして、調和のとれた学校運営をしていくことが何よりも大切であります。教職員に限らず、法令遵守の精神は、あらゆる活動を行う基本的な要件であると考えておりますが、特に教職員にありましては、この制度で規定している学習指導要領や教育公務員特例法以外にも、教育公務員としての信頼を損なうことがないように、みずからの身を律し、法令遵守に努めることが日常的に求められております。サービスの監督を行う者として、引き続き学校長を通じて規律あるサービスに関する指導をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 再質問します。

最初のテーマ、地域医療を守るために、持続可能な地域医療体制を構築するために、町、町民、あるいは医療機関の果たすべき役割について町長の考え方をお伺いしました。

ちょっと範囲が広いので、少し整理しながら確認をしたいと思いますが、行政の役割、あるいは町民の役割、責務、あるいは医療機関の果たすべき役割の前提として、まず羅臼町が地域医療を守るための基本理念、これがあろうかと思えます。町長の基本理念について、まずお伺いしたいと思います。

私は、町長も先ほど繰り返し触れておりましたが、地域医療は町民が安心して生活していく上で欠かすことのできないものであり、持続可能な地域医療体制を構築するために、

町、町民及び医療機関が一体となって、地域全体で守らなければならないというふうにまず考えます。基本理念です。また、町民が健康で長生きするためには、良好な地域医療体制のもと、町民みずからの健康の維持、増進のための努力を基礎として、医療と保健及び福祉の連携により推進されなければならない。行政、町民、医療機関の果たすべき役割の前提となるこの基本理念、町長も触れておりましたが、私はそのように整理をしているのですが、この点について町長のお考えをお聞きします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 基本的な理念といいますが、今、坂本議員が確認の意味でおっしゃったとおりでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） その上で、地域医療を守るための町、町民、医療機関の果たす役割ですが、これは言いかえると、町、町民、医療機関のそれぞれの責務ということになります。責務というのは責任と義務ということになりますが、今の町長の答弁を踏まえて、私なりにさらに整理をして申し上げますが、まず町、行政の責務ですが、地域医療を守るための今申し上げた基本理念に基づき、羅臼町は町民に対して良質かつ適切な医療が効率的に提供される体制を確保するため、健康づくり、医療サービス、在宅ケア、リハビリなどの医療、介護、福祉サービスを関係者が連携協力して、希望に応じて一体的、体系的に提供する地域包括ケアを基本として推進する責務を有すると思っておりますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの件につきましては、今取り組んでおります医療再生プロジェクトチームで進めておりますけれども、羅臼町が目指す医療ビジョンという中で、当然、保健、福祉、医療の連携による地域包括ケアの推進ということが基本的な中で、お互いに関連し合いながら、総合的に地域包括ケアを進めていくということでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 次に、町民の責務についてですが、4点整理して申し上げます。

一つ目、町民は、かかりつけ医、これは、日常的な診療、健康管理などを行う身近な医師という概念ですが、かかりつけ医を持つよう努めること。これは、診療所受診の啓蒙ということになります。

二つ目、診療時間内にかかりつけ医を受診し、安易な夜間及び休日の受診を控えるように努めること。これは、コンビニ受診であったり時間外の問題を言っているわけです。

三つ目、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療の担い手が町民の命と健康を守る立場にあることを保障し、信頼と感謝の気持ちを持って受診すること。

四つ目、町民は、みずからの健康維持を推進するため、検診及び健康診査を積極的に受診するとともに、良好な生活習慣に留意し、日ごろから自己の健康管理に努めること。

町民の責務4点を申し上げましたが、この点について町長の考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 最初にお答えしたと思いますけれども、要するにコンビニ受診の撲滅であるとか、あるいは医師をサポートする町民の自発的な組織活動、あるいは地元診療所になるべくまずかかっていたいただいて、専門的なことにつきましては、それぞれ専門分野の医療機関、第2次医療機関、あるいは第3次医療機関ということになるかと思いますが、そういうことを常々心がけていただきたいというのが、私が思っている、町民にお願いしたいということの事柄でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 次、最後ですが、医療機関の責務について申し上げます。

もちろん、町長が今申しましたように、先ほどいろいろな角度で、今、私が申し上げていることを町長はお話しされているのです。だから、私が言いたいのは、それぞれ整理をして、その責任と義務を明らかにして、これを具体化するという作業がなければ、今までとなかなか変わらないということを前提にしているものですから私は申し上げているので、そのように御理解をいただきたいと。

医療機関の責務です。4点整理して申し上げます。

医療機関は、患者に対して医療に関する適切な説明を行い、患者の立場を理解し、信頼関係の醸成に努めること。

二つ目、医療機関相互の機能の分担及び業務の連携を図るよう努めること。

三つ目、医師等、医療の担い手の確保に努めるとともに、良好な勤務環境の保持に努めること。

四つ目、町が実施する検診、健康診査等に協力するよう努めること。

医療機関の責務4点を申し上げましたが、この点について町長の考えをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） その点につきましても、先ほどの最初の答弁で答えたとおりでございます。変わりございません。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 一部ちょっと具体的なお話に入りたいと思いますが、今まで整理をある程度して申し上げたのですが、羅臼町の地域医療を守るために、当町の基本的な施策について5点簡単に申し上げますので、また町長にお答えをいただきたい。

一つ目、初期救急医療体制の整備に努めること。

二つ目、道、関係大学、各医療機関、町民活動団体等との連携を図り、地域医療を守るための施策の推進に努めること。

三つ目、町民に対する適正な受診の推進に関する啓発、及び地域医療に関する情報の積極的な提供に努めること。

四つ目、町は、保健福祉、その他の健康増進のための施策の充実、町民、町民活動団体

等が行う町民の健康を推進するための取り組みの支援等の実施、町民の健康を支える医療・保健施設及び福祉施設の総合的整備の実施に努めること。

五つ目、これら基本的施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。

町の基本的施策について五つ整理して申し上げましたが、この点について町長のお考えを伺います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの件、それぞれ5点、お話がございました。救急体制であるとか、あるいは大学、あるいは関係医療機関等々との連携、あるいは町民に対する啓発、情報の提供、あるいは健康の増進ということに関しての整備、あるいは保健推進委員もいらっしゃいますし、あるいはうちの保健師等、そういう活動、さらには、それらを踏まえた中で財政上の措置ということであります。総論的に、もちろんそのことに異論はございません。ただ、これらについては総合的に、できるものからやっている部分がありますし、決して十分ではないかもしれませんが、それぞれ関係する部署、あるいは事項について進めているところでもありますけれども、まだまだ、十分とは言えない状況は確かにあるというふうに思っています。

すべてこれをということになってまいりますと、1から4までについては、こういうふうにできれば一番よろしいというふうに思う中で、財政的な負担もそこに伴うということも考えたときに、このままでできるかどうかということとはなかなか、これは一朝一夕ではいけないということがございますから、私が常々申し上げておりますように、この医療、保健、福祉の問題については、できるところからやってまいりたいと。確かに、将来的な大きなビジョンを描くのは、それは、ビジョンとして描くのは一向に、それはそれとしても、描いただけでは決して前に進まないだろうと思っています。

そういう中であって、では、その中で何ができるのだ。短期的にできるもの、あるいは中期的にできるもの、さらには、そのビジョンに沿った将来的な問題という、整理しながら進めていかなければならないだろうと思っています。したがって、私は足元を見詰めながら、できるところからやっているということがございますので、その点については、なかなかその歩みが遅いという御指摘も一方ではあろうかと思っておりますけれども、いろいろな、総合的な状況の中で、私なりの判断の中で詰めさせていただいているということについては御理解をいただければと思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 私が申し上げてきた語尾、一番最後は努めること、努力をすることというふうにしておりますので、即座にやれということではなくて、そういう意識を持って努めましょうということですので、その辺の御理解をいただきたい。

るる申し上げましたが、地域医療を守っていくというテーマは簡単なことではありません

ん。誤解を恐れずに、ちょっと申し上げたいことが一つあります。

この自治体病院をめぐる、あるいは自治体診療所をめぐる問題の一つに、住民がみずからの健康や地域医療のあり方をすべて行政や病院に任せてしまうというお任せ体質の存在があります。先ほどコンビニ受診というお話もありましたけれども、全国的にも、軽症にもかかわらず深夜に救急外来を受診したり、あるいはタクシーがわりに救急車を利用する住民の行動は、実はその典型です。それから、自分の思いのままにならないからと、医療スタッフへの暴言、暴力にエスカレートする行為も少なくありません。

そもそも地域に暮らす住民には、地域で生活を続けていくために絶対必要なニーズと自分勝手な要求があります。医療に関して申し上げます。医師や看護師などの限られた医療資源を無制限に住民の勝手な要求に対応させれば、医療資源はたちまち枯渇してしまいます。自治体病院や診療所の疲弊を考えず、すべての医療を取り巻く矛盾やあつれきを医療スタッフに押しつけて、自分たちは要求だけを押しつける地域に、医療者は勤務したいと思いません。住民は、自治体病院の存続に重要な役割を果たす当事者です。自治体病院の危機を回避するためには、人のせいにするのではなく、みずからができることをすることが必要と私は考えています。

医師と住民は、医療を施す者と受ける者という相対するものではなくて、ともに力をあわせて地域の医療をつくり上げていくパートナーだと考えています。その意味で、先ほど長々とお話し申し上げました。そのために行政がなすべきことは何か。医療者、医療機関が努力しなければならないことは何か。そして、住民だからこそできることは何なのか。それぞれの立場の方が同じ目標に向けて協力することが今求められると私は考えています。

次に移ります。

医師の待遇についてですが、湊屋議員が相当深くお話をされておりましたので、私のほうからは、医師の待遇、処遇ということになると思うのですが、先ほど申し上げましたように、医師の待遇というふうに考えたときに、当然のごとく、住宅はどうなっているのかとかいろいろあります。細かいことを言えば、トイレはウォシュレットがついていたらいいね、あるいは、普通のお湯よりも、羅臼町だと温泉が流れているといいねと、いろいろ細かいことはいっぱいあると思うのですが、一般的に、私が出張医とお話ししたときに出てきたのが、ホテル並みというふうに言います。ホテル並みというのはどういうことかという、まず部屋には最低限必要なものが全部あります。ベッド、それもシーツも全部取りかえて。これは、掃除をする人が必要だということだと思うのですが、電話、テレビ、あるいはインターネット、これは全部あります。それから、食事も中でとろうと思ったらとれる。特にホテル並みということを前提にして考えるといいのではないかな。そうでなければ、住むところの環境としては平均点以下ということになろうかなと思います。

それから、もう1点大事なことは、町民の医師に対する対応の問題があります。先ほどちょっと、誤解を恐れずにということ、羅臼町のことだけを言ったのではない、全国的

にそういう傾向があるということで申し上げたのですが、町民が医師や看護師を含めて、医療の担い手に対してどういう信頼関係を持っているか、ここが大事だと思うのです。あわせて行政も医師や医療機関に対してどういう対応をしているのか、このことも大事だと思います。

細かなことは先ほどいろいろお話が出ていましたので、医師の待遇についてはこれで終わりたいと思いますが、私、ちょっと、質問通告にはなかったのですが、待遇といった場合に、我々も、皆さんもそうだと思いますが、まず年収どのくらいなのと、こうなると思うのですね。私、具体的に、本田医師がいろいろお話した中で1点だけ、給与条件について、中標津よりも相当低いのではないかということがありましたので、この点、金額はともかくとして、どの程度なのかということだけちょっと、もう一度お伺いしたいと思います。

それから、医師招聘と看護師、PT・OTの医療スタッフの確保の問題ですが、行政あるいは医療機関が、今、医師の確保に動いていることについては承知をしています。何度もここで、今、その努力をしているのだ、御理解いただきたいということで聞いておりますが、実は2年後、来来春、開所予定なのですが、実はそのときにそろっていればいいということではないのですね。システムは変わっていくわけですから、できるだけ早い時期に確保をして、やっぱりシステムをきちっとならしていかなければいけないという問題があると思う。その意味では、私、先ほど医師招聘等々が最重要課題ということを申し上げましたけれども、工程表といいますか、スケジュール表といいますか、ことし中にここまですら、そういうような工程表、あるいは来年の夏までにはこういうふうにしようということで、はっきり行政の側もここで申し上げて、自分を縛ったらいかがですか。努力したけれども来なかったでは済まない状況にもう入っている。私はそんなふうに思いますが、この2点についてお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 待遇の給与面でありますけれども、年収幾らというようなことをここで公表すべきかどうかということも一つはあると思うのです。個人の所得にかかわる話にもなってきますので、したがって、それをちょっと、はっきり形ではなくて申し上げますと、当初、勤務していただいたときから途中でもって200万円アップしました。それで、本来であればこのまま勤務していただけるという状況の中では、さらに300万円をアップするという形で話を進めているところであります。

したがって、中標津の状況が決して明らかに、幾らだということが私どものほうで承知しているところではございません。したがって、中標津と比較してどうこうということは申し上げられない状況でありますけれども、ただ、北海道全体の医療機関における、しかも公的病院、あるいは診療所も含め、病院も含めてということの中で、今、我が町が医師に示している金額は、決して低いとは思っておりませんが、高いとも思っておりません。平均を若干上回っているのではないかなというふうに私は思っています。

以上であります。

それから、マンパワーのことでもありますけれども、診療所の建設ということでも、完成ということも視野にあるわけですが、私は常々申し上げているように、診療所がスタートするときには3人の体制ということは当然のことながら、今現在でも3人体制にしたいと思っているのです、診療所改築と関係なく。といいますのは、前から申し上げております、この診療所の中に、救急、あるいは19床の診療所になっているわけですから。ただ、現実問題、運用として、それがかなわない状況であるからして休止状態になっていると、稼働していないというような状況でありますから、仮に医師3人が今でも常勤医師として招聘できるとするならば、今のこのままでの状況の中で、決して診療所が新しくならなくても再開できるというふうに思っています。それは、医師だけではなくて、当然、看護師、いろいろな関連スタッフも含めての話でありますけれども、そういう状況だということでございますので、マンパワーの確保につきましては、医師3人の招聘も含めながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 報酬については、200万円、300万円、それぞれアップして、高くもなければ安くもないけれども、平均は上回っているというようなことで、金額についてはなかなか、言いにくい部分もあるかもしれませんが、ただ、医師のほうで自分の実力等を考えて、これでは低いと思えば低いということになるのかもしれませんが、そのとき大事なのは近隣のやっぱり医師の平均収入といいますか、これがやっぱり一番大事なことになるのではないかなというふうに思います。

次に移ります。

道教委の学校及び教職員の法令等違反に関する情報提供制度について、教育長から答弁をいただきました。目的については、新聞報道でも明らかになっていますが、北教組の政治資金規正法違反事件、これが口実になっているわけです。

違反行為について答弁いただきましたが、なかなか、範囲が広いというのと、それから、道教委から来ているのを私一部、参考のためにとってみましたが、極めてあいまいなところが山ほど出てきます。

この法令違反行為に関してですが、学校において、次のような事案があった場合には法令違反となるおそれがあります。教育長もおそれがありますという言葉を使っていますが、教職員に〇〇的な行動の事実があった場合には法令違反になるおそれがあるというふうになっている。すなわち、法令や学習指導要領に違反する行為が特定されていないということの意味するわけです。

このように、情報提供の対象行為が特定をされていないということから、教職員のあらゆる行為が情報提供の対象とされ、教職員を全面的な監視下に置いて、そのプライバシーを不当に侵害することにつながりかねないと私は思いますが、この点について教育長の考えを伺います。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（池田栄寿君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、基本的に、この規則の中で申し上げておりますのは大きく2点でございます。学習指導要領が定めたとおり実行されているかどうか、また、各号に照らして、それぞれの政治的な行動について適法かどうかというようなことは判断の基準になっておりますし、また、例示といたしまして、それぞれ29の例示を示させていただきながら、それぞれの行動についての違反になるおそれを示しているという内容でございます。

もとより、適法な職員団体の活動について、これを阻害するものでもございませんし、また、誹謗中傷、それらにつきましても十分な対応をするというふうなこともなっておりますから、基本的なところ、学校経営が、保護者、地域、または道民も含めてそう受けられども、それらと一体となって進めていく前提条件として考えた場合には、それぞれが遵法精神を持って対応していくということについては、プライバシーの侵害ということには当たらないものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 要綱は大きく二つ、今お話ししたのと、もう一つは法令違反の行為、第2の例として、教育公務員特例法関係、政治的行為というものです。これも、今、私が申し上げましたように、何々行動の事実があった場合は法令違反となるおそれがありますと述べられている、これも極めてあいまいです。教育長は29の事例がある云々と言っていますが、特定されていないということは、あらゆることが情報提供の対象になるということの意味するわけです。

重大なことは、先ほど教育長、選挙のときのカンパがどうのこうのと、これは公職選挙法で定められているわけであって、わざわざ新たにとってつけるようなものではないと、私はそう思っているわけですが、教職員には憲法21条、21条というのは集会結社とか表現の自由とかというものの、あるいは15条、これは、公務員の地位だとか、選挙権だとか、こういうものを定めているものですが、21条、15条によって政治活動の自由が保障されているという視点が全く欠落しています。勘違いしたらだめなのです。いいですか。教員や、皆さんもそうですが、政治的行為という場合に選挙はかかわりないのだとよく皆さんおっしゃるけれども、一方で21条、15条によって保障されているのです。

端的な例を申し上げます。本年3月29日、東京高裁、これも新聞、テレビなんかで出ていましたが、社会保険庁職員が休日に政党機関誌等を配布したことが国家公務員違反として起訴された事件、これは無罪を言い渡しました。判決はこう言っているのです。一般国家公務員の政治的行為も、表現の自由としての政治的意見の表明を含むものであるから、その保障の対象となると述べた上で、休日に、その職務とかかわりなく行われた政党機関誌等の配布を罰することは憲法に違反すると判断しているのです。

時間もありませんので、ちょっと早く進みますが、私は、二つ大きな柱で情報提供せよ

ということになっているのですが、これは教職員の基本的権利を侵害するものである。そして、同時に、今申し上げました教職員の政治活動があたかも違法な行為であるかのような印象を広めて、教職員の正当な権力を妨げることになるというふうに思います。

要綱では、提供された情報の管理体制や対象となる教職員からの情報確認、あるいは訂正要求。情報提供をされました。しかし、された側はそれに対して、どういう情報だったのですか、あるいは、それはこれこれで違いますという手続については、何ら具体的な定めがありません。すなわち情報提供される教職員のプライバシー保護に関する配慮はほとんどされていないのです。

私は、今回の情報提供制度について実施すべきではないというふうに考えていますが、実は2日前、ごらんになった方もいらっしゃるかと思いますが、6月23日、北海道新聞の読者の声に、このことについての投書がありましたので、簡単に紹介します。

教員の活動を縛る通報制度に疑問。主婦66歳、札幌市在住。道教委は、北教組の政治資金規正法違反事件を口実に、教職員の政治活動などに関する情報を保護者らから受け付ける全国でも異例の通報制度を導入した。学習指導要領に基づかない指導や政治的行為を違反とみなし、それを行うかもしれないということも通報せよという内容で、私は、かつての治安維持法を思い浮かべ、背筋が寒くなった。自由な教育を求めた教員が国定教科書どおりに指導していないとして厳しい密告にさらされ、逮捕、投獄されたことは、元教員の1人として今も忘れることができない。今度の通報制度は、道教委が組合活動調査に基づき、教職員の自主的な活動をも違法なものにしようとするねらいで、とても許せるものではない。通報制度について道教委は、学校教育に対する道民の信頼を確保するためなどと妥当性を強調しているが、私はそう思わない。こういう記事がありました。

もちろん、これに対して反論もあると思いますが、私は今述べたように、情報提供制度、この投書では通報制度というふうになっていますが、学校教育というのは、学校、教員、親御さん、そして地元の人たちが話し合っただけのものであって、上のほうからこれはだめだ、あれはだめだというものではないというふうに私は考えています。そういう意味で今回の質問を申し上げました。

最後になります。

最後のテーマ、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法について、町長から先ほど答弁いただきました。

今回の改正は、三つほどポイントがあると思うのですが、過疎法は、実は期限がことしの3月までで失効することになっていましたが、これが6年間延長されて2016年3月までとなったこと、対象地域が拡大したこと、当町も指定をされました。それから、ソフト事業など支援対象が拡充されたことがポイントだと思います。

これまで、最初の質問で申し上げましたが、過疎債の対象は、施設整備とそのための方針に限られていたと思うのですが、その対象が、町長も先ほどお話ししていましたが、ソフト事業に拡大されたということです。ソフト事業とは、これも幾つか説明がありました

が、事例が8項目か10項目くらいあって、細かにあるのですが、大まかには、ソフト事業とは地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化など住民が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業で、議会議決が必要ですが、市町村計画で定めることができると、こういうふうになっているのですね。ある意味、きめ細やかなとか、いろいろの間ありましたけれども、意外と使い勝手がいい。7割は、これは税金で賄えると、こういうことだと思うのですよ。

その上で伺いたいのですが、この羅臼町の過疎債、起債の限度額、これは人口面積、財政状況の条件によって決められるのですが、今わかりでしょうか。限度額はどのくらいと予想されているのか、あるいはもう決まっているのか、これをお伺いします。

次に、過疎債をどのように町民の暮らしのために使うのか。これについて、これは市町村計画で定めることになるのですが、道の方針が策定後、各市町村で計画を策定するということになるのですが、道の方針が大体、計画でいうと5月、6月に策定されて、我が町のような町村は9月もしくは12月の議会で計画を策定することに、これは議会議決が必要ですから、策定することになるのであろうと思いますが、先ほど町長のほうから、具体的な事業についてははっきりしていないけれども、第6期の計画をベースにして考えるということになっていましたが、もう一歩進んで、どのような活用をイメージされておられるか、このことをお伺いします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） どのような活用ということでありませぬけれども、先ほども御答弁申し上げましたように、現時点では第6期総合計画の事業の部分の部分をベースに考えてまいりたいと。確かにソフト事業というところが膨らんでまいりましたので、6期にない中で、そのソフト事業がこれに合致して当てはまるものがあるとするれば、それも検討の中に入るとは思いますけれども、ただ、これとて、過疎法になったからといって決して喜んでいられる状況ではないと、あくまでもこれは借入金でありますので、そういたしますと、一時的にしる借金が膨らむということは、今進めている財政健全化ということに、またそこに抵触する可能性もあるということも含めて考えたときに、無制限にという形には決していかないと。7割の交付税バックはあるにしろ、一定のそういう全体的な町債の残高等もにらみながらということになるかと思えます。

最高についてはまだ算出されておられませんけれども、すべての対象施設については3,500万円を最低限度とするという金額は定められているということでありませぬ。上限については、それぞれいろいろ、その町村によって変わってまいりますが、今、その辺についても……。

したがって、起債対象もいろいろ対象が、100であったり、あるいは90であったりということはあると思いますが、その中身によっては、逆に特別算定外になるということもあり得るということですので、その辺も慎重に見きわめながら、できれば9月と思っておりますけれども、その状況次第によっては弾力的に考えてまいりたいと。でき

ることなら9月というふうな位置づけをしまいいたいというふうに思っています。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○5番（坂本志郎君） 以上で終わります。

ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで、坂本志郎君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。午後1時、再開します。

午前11時35分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

3番高島讓二君。

高島君。

○3番（高島讓二君） 通告書に基づき、地球温暖化、自然環境保全について、診療所建設についての2点について質問いたします。

初めに、地球温暖化、自然環境保全についてですが、昨年9月の定例議会においても同様の質問をさせていただいております。

近年、世界的に地球温暖化が進み、温暖化を食い止めようと、世界各国、また国内においても官民挙げて、温暖化防止策としてCO<sub>2</sub>の削減に取り組んでおります。御承知のよう、我が国は2020年までに25%のCO<sub>2</sub>削減の目標を掲げております。

一方、本町は、代々漁業によって町が栄え、今でも多くの町民の生活が海産物の水揚げに頼っているところであります。いわば町民は、知床の自然の豊かな恵みを享受して代々生活を営み、今日の羅臼町があるのです。自然へ及ぼす影響によって豊漁、不漁の波があり、自然環境とは極めて密接な関係にあります。

さらに、知床は世界自然遺産に登録され、ことしで5年目となります。国の内外から観光客も訪れ、世界自然遺産にふさわしい自然景観及び自然環境を保全あるいは調和を保つていかなければなりません。したがって、世界自然遺産知床を抱える本町は、どこよりも積極的に地球温暖化防止、自然環境の保全に努めていかなければならないと思っております。

自然環境保全は、羅臼町環境基本条例の基本理念としても掲げられており、私は、この羅臼町環境基本条例は、今後、本町のまちづくりの柱になるであろう重要な条例であると確信しております。

町は、役場事務事業においてCO<sub>2</sub>の2%削減を行っているところですが、事務事業だけにとどまらず、すぐ取り組みができるところのCO<sub>2</sub>の削減に、町民の皆様に啓発、御協力のもと、全町を挙げて取り組むべきだと思います。このことは、昨年、湊屋議員も取

り上げておられまして、いまだに実行されておられません。

また、羅臼町環境基本条例には環境保全のための計画をつくるよう定められておりますが、その策はいまだに発表されておられません。CO<sub>2</sub>の削減を含めた自然環境保全のための具体的な立案、施策、そしてそれを実行に移すことが大切だと思いますが、町長はどのようにお考えか、お聞きします。

2点目は、診療所建設についてお聞きいたします。

平成22年6月10日付の町政だよりで、新診療所建設と題し大まかな配置図を示し、基本設計（平面図）に対する御意見をお寄せくださいという書面が町民に配布されました。それには今後の建設のスケジュールも示されておりますが、工事実施の日程が差し迫っている切迫したところで町民皆様の御意見を一方通行で聞いていることに危惧の念を抱きます。

議会の診療所建設調査特別委員会では、診療所の建てる位置などを含め答申をしているところですが、箱物の建設ばかりが先行し、肝心かなめの中身、つまり常勤医師の確保、入院、救急の受け入れ体制が全くと言っていいほどなされていない現状に懸念しているところです。町民の皆様の御意見は、建物を建てることよりも一刻も早く不安を取り除いてくれることが願いであり、そのためには安定した常勤医の確保と入院・救急の受け入れが先だと叫ぶ声が、私にはさまざまな方から意見として聞こえております。

現在、常勤医師については、今月いっばいで退任される竹内先生お1人で勤務されている状態であり、来月より一年間の限定期間で勤務予定をされている後任の先生お1人では、到底、入院・救急受け入れの体制にはほど遠い状況でございます。先ほど坂本議員もお話があったとおり、私は、今、町が最優先してやらなければならないことは、常勤医師の確保に集中し、町民の不安を解消するため、また、近隣他町の病院にも御迷惑をおかけしないためにも、まずは一刻も早く常勤医を3人確保することに尽きるのではないかと思います。町長のお考えをお聞きします。

次に、現診療所敷地内に建設予定の福祉施設についてですが、今月の6月1日より福祉施設であります小規模特養老人ホームについて、設置、運営業者の公募を、羅臼町のホームページ、また業界の新聞、6月15日付の北海道新聞などで行っておりますが、現時点での公募に対する応募状況、また、業者をどのような方法で選定するのか。

小規模特養老人ホームには、1床につき350万円の助成金と準備のための資金、合わせて1億2,000万円程度の補助金が受けられると聞いております。その流れはどのようになっているのか。また、建物の設置場所などについては現診療所の敷地内となっておりますが、小規模特養については、他の場所についてのお考えはないのか、お聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 高島議員から2件の御質問をいただきました。

まず1件目の、地球温暖化と自然環境保全についての質問でございます。

まず地球温暖化の防止につきましては、以前より公共施設に温泉熱を利用し、省エネルギー対策に取り組んでおりますが、平成21年3月には羅臼町地球温暖化防止実行計画を策定し、平成25年度までに羅臼町の事務事業における温室効果ガス総排出量を2%以上削減することを目標に、公共施設の事務所や会議室の不用照明の消灯または撤去、OA機器の電源節減、水道の節水等に取り組んできており、物品購入についてもエコマークが表示されているものや環境に優しいものを購入するよう努めております。

昨年は、各町内に設置されております防犯灯の一部を省エネ用の防犯灯に切りかえも行っております。また、住民に対しては、地球温暖化のもたらす影響を紹介しながら、一般家庭でも実施可能な節電や節水、ごみの減量化、自家用車の急発進、急加速、アイドリングストップの励行等を啓発していきたいというふうに思っているところでございます。

タイトルにありました自然環境の保全につきましては、特段お尋ねがございませんでしたので、自然環境の保全ということにつきましては、答弁は差し控させていただきます。

2件目の診療所についての御質問であります。

現在の診療所は、昭和35年に病院として開設されて以来、既に50年を経過し、これまで第1次医療を担う町内唯一の医療機関として適切な医療サービスに努めてきたところであります。

このような状況の中、命を守る医療と福祉の充実を目指し、診療所を拠点として地域包括ケアを実践するため、平成24年4月の開設に向けて診療所の改築事業に取り組んでいるところであります。

診療所の改築事業につきましては、常勤医師が3名体制を優先し、町民の望む体制が整った後に進めるという考え方もあると思いますが、現在の診療所は老朽化も著しく、特に車いす利用者向けの段差解消やスペースの広いトイレなどバリアフリー対策が十分とは言えず、町民の皆様には大変御不便をおかけしていること、さらには、老朽化した診療所は医師が快適に勤務していただける環境にあるとは必ずしも言えないことなどから、医師を招聘するに当たっての環境整備ともなり得るものであると考えております。

いずれにいたしましても、地域で必要な医療を確保するために必要な医師の招聘については、現在、医師を派遣していただいております北海道大学第1外科や北広島病院を初めとする関係機関に対しお願いするとともに、常勤医師の複数化に向けては、北海道などの関係機関の御協力を得ながら、引き続き努力するものであります。診療所の改築事業については、あくまでも町民が安心して医療サービスを受けられる基盤の整備であるとともに、医師の勤務環境を改善するためにも並行して進めるべきものであると考えておりますので、御理解を願います。

次に、さきに公募を行った地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模特別養護老人ホームの公募の進捗状況についての御質問でございますが、今日30日で受け付けの締め切

りとなっております。10日に開催した事業者説明会には2事業者の関係者が出席されておりました。

事業者の選定方法につきましては、選考委員会において事業者から提出された開設提案書を審査することとしており、7月下旬に選考委員会を開催し、事業者の決定は8月上旬を予定しております。

補助金につきましては、北海道からの介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金を事業者に交付することになります。この交付金の基準額は、施設整備費が350万円掛ける定員29名であり、1億150万円、また、施設開設準備経費として60万円掛ける定数29名でありますので1,740万円、合わせて1億1,890万円が交付となる見込みであります。

建物の建設場所については、改築を計画している診療所に隣接して整備をしてもらうこととしております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 環境の問題について、まだこれから、今、委員会で作成するというふうなことを答弁で町長はおっしゃられたのですけれども、それはいつごろ発表される予定でしょうか。

○議長（村山修一君） 暫時休憩します。

午後 1時15分 休憩

---

午後 1時16分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） それでは、答弁漏れということで、答弁をさせていただきます。

自然環境の保全につきましては、羅臼ビジターセンターと昨年オープンいたしましたルサフィールドハウスが知床の自然や歴史、文化等の情報提供と、知床国立公園内及び知床世界自然遺産地域の利用に関する普及啓発活動を行っております。さらに、知床世界自然遺産科学委員会のもと、エゾシカ陸上生態系ワーキンググループ、海域ワーキンググループ、河川工作物アドバイザー会議、適性利用・エコツーリズムワーキンググループの中では専門的な意見を取り入れながら、各ワーキンググループ等の計画が策定されており、その計画に基づきながら各種事業を実施しているところであります。

特に近年、知床岬先端部のエゾシカ生息数は増加傾向にあり、植生破壊も著しいことから、エゾシカ陸上生態系ワーキンググループでは、密度操作実験やシャープシューティング、囲いわな等を実施し、エゾシカの採食圧による知床半島やルサ地区の特徴的な植生や希少植物、高山植物等を保護するよう努めております。

適性利用・エコツーリズムワーキンググループは、知床国立公園利用適正化会議から移行され、国立公園の保護と利用のあり方を具体的に実行するため、今後、検討していく予定であります。

また、町内におけるごみの不法投棄が後を絶たない現状でありますので、警察の御協力をいただきながら、パトロールの実施や広報活動を強化し、さわやかな生活環境と自然環境の保全に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。大変失礼いたしました。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） ちょっと質問と答えがかみ合っていない、町長が今答弁されたのはすごく広範囲なことと言われたのですが、羅臼町の環境基本条例を見ますと、そこまで、動物がどうのこうのとかということまで触れていませんで、町としてどういう、自然環境を保全するというふうにうたっていますので、基本条例で、それについて、どういった具体的な策があるかということを私は聞きたかったのですけれども、今言われた中で、ごみ問題のこととか、そういうのはわかるのですが、それ以外の例えばCO<sub>2</sub>削減、これについてはどのように、ではお考えですか。何か具体策がございましたらお聞かせ願います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） CO<sub>2</sub>を削減するための具体策という話であります。

CO<sub>2</sub>のことにつきましては、先般の議会でも湊屋議員からも御提案、あるいは御質問のあったところであります。地球温暖化という大きなテーマの中での、この地域に住む者として、あるいは地球人の1人としてどうあるべきかという大きなテーマだというふうに思っています。

したがって、今、世界で、そして国が、それを受けながら北海道が、あるいはさらに市町村がということになっていくわけでありましてけれども、私は、常々、日々の暮らしの中で、それぞれがそのことを意識しながら、地球温暖化、テーマは大きいですが、そう大きく構えることなく、日々暮らしの中で、先ほど言ったようなことを地道にやっていくことが大きな効果につながっていくのだろうというふうに思っています。したがって、行政がこれこれだという強制的にやるものでもないだろうというふうに思っています。

ただ、その中であって、環境基本条例であるとか、あるいは基本計画を策定していく中で、一定の方向性なり一定の努力目標なり、それは行政であれ、あるいはほかの団体であれ、個人であれ、それは一定の指針としては必要であろうというふうに思っているところでありますので、そういうことも含めながら、基本計画を策定を進めていく中で、それらについて数字的なことが示せば一番いいのしょうけれども、数字的なことが、非常に難しい問題ですから示されないとするならば、一定の文言整理の中で一定の町民に啓発ということを示す必要があるというふうに思っているところであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 1回目の質問で、本町は世界自然遺産知床を抱えているということもあります。基幹産業が漁業、それは一番自然環境に対して敏感に影響がありますので、そういうことがやっぱり羅臼町として、大きい意味で柱として掲げていかなければならない、そういうメッセージをやっぱり発信していかなければならないのだと思うのです。それによって町民にも、そういう気持ちを、自然環境を大切にしなければならないということ、やっぱり意識してもらわなければならないというのがあるのだと思います。

例えば、これは平成19年の日本ガス協会の資料ですが、省エネ行動のCO<sub>2</sub>削減効果という資料がございます。電気の削減効果、1キロワット削減で、例えば0.69キログラムのCO<sub>2</sub>の削減があると。LPGの削減効果は、1キログラムの削減で3キロ、1立方メートルで6.5キロのCO<sub>2</sub>の削減の効果がある。水道の削減効果は、1立方メートル削減で0.36キログラムのCO<sub>2</sub>の削減。ガソリンの削減効果は、1リッターで2.3キログラムのCO<sub>2</sub>の削減。軽油の削減は、1リッターで2.6キロのCO<sub>2</sub>の削減。灯油の削減効果は、1リッター削減で2.5キロのCO<sub>2</sub>の削減の効果があるというふうに日本ガス協会の調べでわかりました。

例えばこういう数値目標を、やっぱり、今、役場の事務事業では、年間2%、CO<sub>2</sub>の削減ということをやっていますが、それをやっぱり全町に広めて、こういうことを皆さんやればCO<sub>2</sub>の削減になりますよというようなことを、例えば広報でもいいですから広めていったらどうかと私は思います。

加えて、世界自然遺産知床を抱える我が町としては、自然景観、観光客が入ってきますから、例えば世界自然遺産にふさわしい景観ということをやっぱり考えていかなければならない。今、私がこう、すごく最近目立ってきたのですが、斜面を全部、木を切ってしまうと、雪崩どめを鉄さくでやっているということがすごく目につくのですね。それは羅臼町の仕事ではなくして、北海道がそれをやっているのだとしたら、世界自然遺産の景観を考えたときに、羅臼町でもその要請を、鉄さく以外で、例えば植林をすればさらにCO<sub>2</sub>の削減効果に貢献するわけですから、鉄さくのかわりに植林で何とかならないかとか、そういう方法をやっぱりこちら側でも提案していかなければならないのではないかというふうに私は思います。

やっぱりあれは景観上、世界自然遺産にふさわしい景観だとはだれも多分、思わないのだと思うのですよね。そういうことをやっぱり町としても考えていって、それは観光で来て、だれもああいう鉄さくなんか見たいと思わないわけですから、下のほうのあれはしようがないですけれども、斜面に斜めになっているあの鉄さくを、やっぱり、こちらのほうでも何とか違う方法によって変えていきたいと思いますというのを、やっぱり考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。

そういったようなことで、やっぱり町としてのビジョンを、例えばの話、今、国が2020年までで25%、CO<sub>2</sub>を削減の目標として掲げているのだったら、それは結果的にできるかできないかわかりませんが、その目標に向かって、我が町でも、せっかく

環境基本条例を持っているわけですから、そういうことをもっと町民の方々に協力してもらおう、またはこういう条例が羅臼にあるのだよということを広く知ってもらって、そういうことを気をつけてもらおう。例えばお店の前に買い物とか立ち話で、アイドリングしている車がすごく羅臼は多いのですよね。だから、そういうことをストップしてもらおう。または、今、釧路の港は、漁船のために陸電システムを使っている。つまり、陸から電気を引っ張って漁船につないで、船のアイドリングをやめてもらおう。それは、外来船が今やっているのですけれども、そのCO<sub>2</sub>の削減も、1年間300トンとか、そういうたぐいのトン数になると。それをやっぱり、例えばの話、国にお願いして、羅臼でもそれを取り入れてもらおうとか、自然環境をやっぱり保全するというのが、町としても大きく前進させて、それを皆さんに知ってもらおうということが大切だと思うのですが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 今、世界自然遺産に関連して、環境保全というお話がいろいろございました。

私は5年前に、世界自然遺産登録になったとき、現在もそうですけれども、これは前々からいつも、事あるたびに言っていますけれども、この町、漁業を営んでいる、特に水産資源と、自然の豊かさの中で我々は生活をしているし、そこで生かされているのだというふうに言ってまいりました。それは現在も変わっておりません。したがって、ここに住む我々が自然を損なうということは、我々の暮らしそのもの、生産活動そのものを壊すことにつながるのだということですから、町民は十分それを知っていると。知った上で、今まで今日に至っているというふうに思っております。

実は先般、NHKのほうから50年前の白黒のフィルム、当時の羅臼の様子を映したフィルムを見せていただきました。そのときに、自然景観、海の景観、ミズナギドリが今のように群れていて、そういう状況が今も変わっていないということを見たときに、ああ、50年前もこの自然は守られているのだということをつくづく感じました。したがって、今後もその方向で進めていかなければならないと思っていますし、我々がそれをベースにしながらここで暮らしていくのだという思いが、この地球温暖化も含めたCO<sub>2</sub>の削減のことにもつながっていくと、そこに基本があるというふうに私は思っております。

したがって、いろいろ、治山治水の問題も含めながら、治山の雪崩どめ防止、道の工法等の問題もありました。これはそこに、世界遺産になったから自然景観もありますけれども、そこに我々の暮らしがあって、生産活動が行われていて、それで自然からそういう、災害から守らなければならないのだという、一方でそれもあるわけでありますから、その両面を生かしながら、これからこの知床で我々は住み続けていかなければならないという思いに至ったときに、今、提案のあった鉄さくを木製にとかと、それは当然、北海道、あるいは国、事業者に対して申し入れすることはできることではありますけれども、いろいろなそういう工法的な問題、それから、その景観も含めながら、その工法が一番ベス

トだというような形でやってきたのだというふうにも思っていますから、その辺は今後の課題として取り組んでまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、国立公園という大きなネットが張られている状況の中ですから、その中で環境省も十分そのことについては、いろいろな工事をやる場合については配慮もしておりますので、今、議員からお話のあったことをさらに意を用いながら、私どもの町の部分、あるいは国の部分、道の部分いろいろありますので、配慮してまいりたいというふうに思っております。

住民啓発の関係のアイドリングであるとか、あるいはごみの減量化であるとか、そういうことについては先ほど、最初のときに答弁いたしましたように、これらについては十分啓発をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 今、町長から、町民に対する自然環境の保全に対する、CO<sub>2</sub>削減とかも含めてなのですが、町民に広めていただきたいと、私もそう思います。

また、先ほど町長が言われましたように、50年前のNHKからのフィルムを見せられたと。私も50年前は1けたの年ですから、50年前の羅臼の風景は当然、脳裏に焼き付いておりますが、例えばそういう町長の思いがあるのですしたら、ぜひ羅臼町の環境基本条例の、例えば大きな羅臼町でとらえるビジョンとしては、なるだけ、原始の姿に戻すというのはなかなか今の時代難しいですけれども、例えば昭和50年代に限りなく近く風景またはそういう自然をもとに戻していこうということも、私は町としてやるのが大きな意義があるのだと思うのですよね。そのときには当然、砂防ダムがあんなに細かく、あの小さい川にあったわけではない、崖も全部削られて、さくになったり、ああいうふうにはなっていなかったわけですから、なるだけそれは、生活という場も当然ありますが、それにかわる工法が、やっぱり鉄さくというのはだれが見ても自然とマッチしているとは思えませんから、そういうことを、やっぱり町としてももうちょっと強く働きかけを国や道にやっぱりやっていって、もしくは羅臼町としてもそれを、例えばそこだけではありません。川もそうです。そういうことを、先ほど湊屋議員も、漁協と人事交流しながら一緒に考えていこうということは、私はそういうことにもつながるのだと思うのですよね。だから、そういうことをやっぱり、町のいろいろな人を交えて、そういうふうなテーマを、羅臼町として一番これから、自然環境というのは漁業を続けていく上で、これは普遍的なものになると思いますので、ここをやっぱり一番大事にやって、いろいろな人と話をしていくべき、専門家も交えて、たまにはそういう講演会も開いてもらったり、そういうことをやりながら自然環境の保全を進めていってもらいたい。

また、環境基本計画というものが、条例にはあるのですが、それらについても町としてはまだお示しになっていないので、その辺も含めて、いつごろ環境保全のための基本計画を作成していただけるのか、その辺、町長にお答え願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 繰り返しになるようでありますけれども、50年前の話をいたしましたけれども、それは開発されていない、守られている部分といたしますか、それがあからそのままの姿が現在も残っているということですから、したがって、そういうことを考えたときに、守るべき部分と、それから利用する部分と両方があるのだろうというふうに思っております。したがって、世界遺産に登録された時点で、いろいろな自然景観、あるいは野生動物、森と川と海との生態系、そういう連鎖の問題等々、世界に類例のない希少なところだということに登録されたと思っておりますけれども、その登録の中に、そこに我々人間が住んでいると、人の暮らしがあると、生産の営みがあるのだと、それもトータルで世界遺産に登録されたと私は思っております。我々の生活を除外して、ただ自然だけが登録されたとは思っておりません。したがって、我々のここに住む人々のことも含めた中での世界自然遺産だと思っておりますから、そういう形の中で経過してきた中での登録。したがって、今後もそういう自然体の中で暮らし続けていって自然を守っていく、あるいは自然の恩恵を受けながら、自然を損なわない形でもって利用していくという両面が必要であろうというふうに思っているところであります。

それから、今の環境基本計画の部分でありますけれども、これについては非常に、範囲も広いところでもありますし、できるだけ早くとは思っておりますけれども、今ここで、ではいつまでに計画を策定しますという明示できるような状況ではないということ、これと、いろいろ、北海道との協議も必要ですし、関係機関との調整も必要でありますので、今この段階で、申しわけありませんが期間を明示できないということを一とつ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） せっかくこれは条例があるわけですから、その一文にも基本計画を作成しなさいよと書いてあります。計画がないと、尻切れトンボで、環境白書も2008年度と2009年度版が公表されましたが、それは現状の、つまり報告書みたいなものですから、それはそれとして、当然、報告義務として町長があるのですが、やっぱり計画というものはしっかりと作成されないと、どこがどういうふうなものというものがよくわからない。つまり、羅臼町の基本計画が、例えばCO<sub>2</sub>幾ら削減しますよとかという、そういう計画みたいなものがしっかりとないと、やっぱり、これが意味をなさなくなりますので、条例に基づいたやっぱり計画書をなるだけ早くつくってもらうように、よろしくお願いしたいと思っております。

それから、診療所建設ですが、私は、町長、建物も大事だというふうなことでおっしゃいますが、先ほど坂本議員も常勤医の医師の確保についてはおっしゃっているとおり、また、湊屋議員も、お医者さんを確保するにはやっぱり環境の整備が必要だよというのは、本当、そのとおりだと私は思います。医師招聘についての取り組みをもっとしっかりやっていただきたい。

例えば、昨年、私も質問しましたが、根室は、オール根室体制でお医者さんを探した。

それは、17名体制だったのが、先生がもう6名に減ってしまった。そうしたら、病院建築計画を一時中断して、まず先生を集めることが大切だということになりまして、2年後には17名体制に戻っているのですね。また、もう一つ例を言いますが、本町町民も大変お世話になっております中標津病院ですけれども、そこは内科の先生が7人体制でやっていました。しかし、去年、相次いで先生が3人やめられて、4人までになった。それは、ことしの3月までで、4月からもう、すぐ2人の先生が補充されまして、今は6人体制でやっています。3カ月という短い時間で先生を確保しております。隣の標津病院は長期間、安定して4人の先生で運営されております。

本町はずっと、平成20年から1人体制で、今でもそういう1人体制ですから、しかもまた、極めて不安定な状態であると。やっぱり現状を考えると、やっぱりどうしても近くと比較せざるを得ない。道東だということで、先生が来にくい環境であることは確かなのですけれども、何で本町にはお医者さんが来ないのか。原因はどこにあるとお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 端的に申し上げまして、原因はどこにあるかという質問で、結果として、現在、3名体制になっていないということ、これは、一にも二にも、病院の開設者である私が、努力が足りないということに尽きる。端的に申し上げますと、そういう結果になろうかと思えます。ただ、その間にあつて、いろいろ努力している。努力が足りないと言われれば、それはそれで甘んじて、結果がそうなっているから、そう受けとめる向きもあるかもしれませんけれども、私は私なりに、いろいろな方面で手を尽くしてやっていると、そういうふうには思っております。

ただ、いろいろな要因が重なって、これがというところはなかなか、原因としては断定して言う状況にはありませんけれども、いずれにしても建物は建物として着々と進めさせていただきますけれども、医師の3名体制というのは、これは、この診療所の建設にかかわらないといえますか、直接的な話ではなくて、以前から3名体制にしたいということで申し上げてきているわけですから、それに向かって今後も懸命の努力をしてみたいというふうに思っております。ましてや診療所ができるという状況の中では、町民の一部からそういう話もあるということも当然私も聞いておりますけれども、私は、建物は建物、やはり医師3名体制というのが最優先にしながら建物も進めていくと、並行しながら進めていくというふうに今、取り組んでいるところであります。

ほかの町村のこともいろいろお話がありましたけれども、それぞれの町はそれぞれの町の事情があるわけでありますから、そこと決して同じ形にはいかない。羅臼は羅臼の事情の中で、それに対応した形でもって医師招聘に努めていかなければならないというふうに思っておりますので、先般、議員の皆様にも御同行いただいて北海道にも要請もしましたけれども、北海道の対応について、議員さんも、どういうことだったかということについては、空気としては感じ取っていただけたのではないのかなというふうに思っています。

したがって、それも含めながら、今後、精力的に医師招聘に努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） やっぱり、診療所は町民のための診療所ですから、町民が、つまりお医者さんがいないということに対して大変不安な思いを持っているわけです。私の住んでおります岬町は一番奥ですから、そこでのひとり暮らしのおばあちゃんとか、それから病気がちの人、しかも車の持っていない人です、そういう人たちは大変やっぱり不安に思っているわけですね。病院がここ一、二年で朽ち果ててしまうほどというのだったわかりますよ。もう、あしたにも倒れるのではないかというような建物だったらわかるのですが、まずやっぱり診療所の建築が表にばかり出ていますが、肝心の先生をきちんとやっぱり早く雇ってもらえないかと。こういう先生がいなくなるかもしれないというような状態は避けてほしいというような要望が強くありますので、私はまず、町民の願いは、診療所の建築よりも、まず常勤医を確保して、しかも今現在いる常勤医の竹内先生もおっしゃっていましたが、先生1人だと入院もできない。だから、処置をしても経過観察も何もできないというのですね。そうすると、やっぱりそれでお医者さんもすぐそこで不安に思うわけですから、そういうことをやっぱり考えて、お医者さんの確保をやっぱり一刻も早くしていただいて、町民の不安を一刻も早くなくしていただきたいなと思います。

それから、診療所の建設について、町政だよりで、ああいう形が果たしていいのか悪いのかということについては、私は、ちょっとあれでは疑問だと思うのですよね。といいますのは、診療所の改築、建築を計画するときには、当然、今の先生1人体制と違うわけですから、それに対する先生以外の医療スタッフの問題、それから経営の収支のバランス、それから患者さんのシミュレーション、1日に何人ぐらい来るのだろう、何人ぐらい入院するのだろうというようなことを、一緒にやっぱり考えていかなければならない。

それと、診療所を近代的なものにするには、平面図を見ただけでは近代的とは思えないのですけれども、これからの病院としてあの形がふさわしいかどうか。つまり、今は診療所のIT化が進められておまして、例えばCTを電送で北大とか札幌医大のほうに送って、それで診断してもらうということも今はなされております。また、電子カルテとか、そういうIT化についても、一切、どういう形になるのかわからないということで、町民にそういうことが全く開示されていないわけです。そういう情報も、やっぱり平面図だけではなくて、一緒にそれを、やっぱり町民の皆様に理解を示してもらうために、そういう資料として提出しなければならないものだとは私は思います。また、我々議員にもそういう資料というものは手に入っていないから、それらをまず一緒になって、早く出してほしいと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） この診療所の問題につきましては、議会の特別委員会で12回にわたっていろいろ議論していただいたというふうに思っております。したがって、この

施設は、前から申し上げておりますように、博物館や文化会館をつくるものとは違って、専門性の公共施設だと思っていますから、私は第一に、患者さんが利用しやすい施設であること、第二に、そこで働く医療スタッフが働きやすい環境であること、この2点を重要テーマとして、設計、あるいは基本設計、あるいは今、これから実施設計に入っていくのですが、基本設計の段階で特別委員会の皆さんの御意見も聞きながら、さらには前所長の意見も聞き、そして現所長の意見も聞きという中で現在に至って、それで町民の皆様にお示したということでもあります。

したがって、町民の皆さんの一部には、まだまだこれではわからないという部分があるかもしれませんが、そういうものがあつたとするならば、それを照会なり、あるいは意見として申し入れていただきたいということでああいう形をさせてもらっているところでもありますから、またそれ以上のことになってきますと、専門的なこと、これはあくまでも町民の代表である民主主義の二面性の中で、私が町民を代表する町長、そして皆さんも町民を代表する議会議員という立場の中で、お互いに知恵を出し合いながらここに至っているわけでもありますから、したがって、6月末のスケジュールでパブリックコメントを進めているわけですから、それを待って、粛々と実施設計に入ってまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島譲二君） 今、町長が言われたのは箱物だけの問題で、私は箱物以外の、つまり内容、診療体制、または診療運営の仕方を言っております。そのための資料を提出してほしいということをお願いしておきます。

私は、進めるに当たって、箱物も大事かもしれませんが、その前にやっぱり町民の不安をなくすことが町としての役目だろうというふうに、また、それは診療所もちろんそうだと思うのですが、それにはまず常勤医師を、やっぱり一刻も早く3名確保し、それから入院、救急をとれる体制にする。看護師さんも雇う、それから、ほかの医療スタッフ、そういう人たちにも必要なわけですから、そういう体制をやっぱり整えた後、建物の話をすべきかなというふうに私は、個人的にはそういうふうに思います。

福祉施設についてお伺いします。

福祉施設については、現在、二つの業者さんが説明会に来られているということですが、6月30日の期限だということですが、それが、ちょっと私は短いかなと思うのですが、そういう、ほかにも手を挙げる業者さんがこれから出てくるのではないかなと思うのですが、それについて、また広報の仕方が、今までやりましたと。例えば見逃された人たちもいますし、また町民のほうも、全く、そういうことをやっているということを知らない人が結構いらっしゃると思いますので、それをもっと町民にもお知らせする必要があるのではないかと思います。

それをやっていただきたいということと、それから、助成金の流れについてですが、そ

それは北海道のほうから1億1,800万円、補助が出されるということですが、それはどういふ流れになっていますか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 業者が2名ということ、私は、少なくとも複数あってよかったなと思っているのです、選考できるから。もともとこの事業につきましては、国の財源措置の中で、北海道が現在ストックしている交付金、これが23年に着工するという形の中で、限定された、そこに補助金の流れがあるということでもあります。したがって、補助金は、北海道を通じて町が交付を受けて事業者に交付するという仕組みになります。

それで、広報が足りなかった云々というお話がありました。これについては以前から、そういう業者を、報道もされましたし、そういう業者間でこういう専門的な施設の計画等、あるいは北海道が交付金を持っているということについては、関係する業者は大体承知しているというふうに私は思っています。したがって、一般町民云々という、町民の中から、この事業者として出てくる人がいるならば、それはそれでもって、現在もそういう動きもありますし、したがって、あとは町内の中にはいないだろうというふうに私は思っている、この時点で全く照会がないわけですから。したがって、最終的には、もし応募があれば、この2業者の中で選考していきたいというふうに思っているところであります。

したがって、改めてここで、再度、事業者を募るといふ広報をするという、時間的ないともありませんし、するつもりはございません。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 助成金の問題は、町が仲立ちしてやるということですか。それでも問題はないと思うのですが、民設民営でやった場合に、その資金、例えば建てる時のお金が足りなくなった、または、これは先の話になりますが、運転資金面で不足した場合、その辺の補助は、町としては一切タッチしないということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） はい、そのとおりであります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） わかりました。

建物の場所なのですが、今の計画だと現診療所の敷地内になっております。私は、やっぱり、その敷地内におさめるというふうな感じで言えば、そういうふうになるのかもしれませんが、やっぱり診療所と福祉施設を、あそこに二つをつくるというふうになれば、やっぱりどこかに無理が来るのだと思うのです。つまり、あらわれとなっているのが、ちょっと私は今、懸念しているのですが、診療所に、地下に厨房をつくるということが、ちょっと引っかかりがあるのですよね。それは、工法的にも多分、割高になるはずですし、厨房をあそこにつくった場合の、例えば私の友人に、ちょっと名の知れた建設会社

の現場監督がいるのですけれども、彼に聞くと、やっぱり地下にそういうものをつくるとリスクがあるというのですよ。つくったときにはいいかもわからないけれども、長年たつてくると、水がやっぱり出てきたとか、そういうことで排水しなければならない、そういうリスクが考えられるというふうに言っているのです。

そういうことを懸念すれば、やっぱり、狭いところで、限られたスペースで建てなければならぬというのはわかるのですが、それであれば、いつそのこと、どこがいいとか僕の頭の中にもありませんけれども、福祉施設を違う場所に移すということも、無理くり診療所とくっつける必要はないわけですから、そういうこともやっぱり、もうこうやって決めたのだからそれに向かっていくということではなくして、そういうリスクが考えられた場合には、やっぱり違うところにも目を向けて、40年、50年、建てれば使うわけですから、そういうことをやっぱり考えていかなければならないのではないかなというふうに私は思いますが、町長はそのことについて、もし福祉施設はほかにも場所を考えたというふうなことがありましたら、お考えをお聞きしたいなと思います。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） 我が町の土地の利用状況、土地が非常に少ない中での、特に公共用地というのは限定されているわけでありまして。したがって、この福祉施設をつくるに当たって、私は以前から申し上げているように、できるだけ町なかという思いが一つそこにはあると。そういう中であって、今、御指摘のことも含めて、いろいろ周辺も調査もしてみました。現地にも行って、当たってみました。しかし、やっぱりそういう、福祉施設も、診療所はそこにすることにしておりますけれども、基本的には敷地の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

したがって、今、地下水の問題がありました。御指摘のとおりだと思っています。したがって、厨房をそこに取り入れることが果たしてどうなのか、あるいは排水の問題も、そこに長い間たてば老朽化もして、浸透してくるといようなことも、前の役場庁舎等を見ていると、そのことは想定されるわけでありまして、そういうことも含めると、もう一度専門家の意見を聞きながら、果たして地下にそのまま置くことがどうなのか。これは基本設計の段階ではそうなっておりますけれども、実施設計に向けてはその辺の見直しも若干必要であろうかというふうに思っておりますが、ただ、福祉施設については、同じ敷地の中に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（村山修一君） 高島君。

○3番（高島讓二君） 最後の質問になるかと思いますが、1回建てれば40年、50年、福祉施設のほうは民設民営だということなのですが、町がやっぱり、あのときこうやってやっておけばよかったなということが、後悔がないように、やっぱりじっくり私は考えていくべきではないかなと思います。

いずれにしても、町民が心配しているのは、先生がきちんとここにいてくれるのだろう

か、3人来てくれるのだろうかということがやっぱり心配、それが一番大きな不安ですから、それをやっぱり第一に私は考えるべきであって、それをやった後、入院救急もきちんと完備してやるのがやっぱりベストだと、今やるべきことかなというふうに思います。

そういうことで、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（村山修一君） これで、一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩します。2時10分、再開します。

午後 1時58分 休憩

---

午後 2時10分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第6 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について

---

○議長（村山修一君） 日程第6 報告第7号繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました報告第7号繰越明許費繰越計算書について、また、この後、提出が予定されております議案第32号から議案第43号までにつきましては、副町長以下、担当職員をして説明いたさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第7号繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成21年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費を別紙のとおり翌年度に繰り越したので、報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

平成21年度目梨郡羅臼町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業3,899万4,000円、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業7,700万円。

2款総務費7項防災費、防災情報通信設備整備事業交付金事業588万6,000円。

3款民生費2項児童福祉費、子ども手当システム経費負担金事業339万9,000円の4事業、1億2,527万9,000円を22年度に繰り越したので報告するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第7号繰越明許費繰越計算書は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第7号繰越明許費繰越計算書については承認することに決定しました。

---

◎日程第7 議案第32号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

◎日程第8 議案第43号 財産処分について

---

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第32号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算及び日程第8 議案第43号財産処分についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の3ページをお願いいたします。

議案第32号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,449万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,155万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。

15款財産収入、2,680万円を追加し、5,880万6,000円。2項財産売払収入、2,680万円を追加し、3,761万2,000円。

16款1項寄附金、131万5,000円を追加し、141万円。

18款1項繰越金、637万5,000円を追加し、637万6,000円。

歳入の補正額3,449万円でございます。

歳出でございます。

2款総務費、3,423万円を追加し、7億790万9,000円。1項総務管理費、

3,406万9,000円を追加し、6億7,527万9,000円。7項防災費、16万1,000円を追加し、619万3,000円。

4款衛生費、26万円を追加し、5億6,978万3,000円。1項保健衛生費、26万円を追加し、2億2,974万6,000円。

歳出の補正額3,449万円でございます。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書の説明をいたします。

歳入でございます。

15款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入、2,680万円の追加でございます。環境省に対しまして、町有地の売却収入でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金、131万5,000円の追加でございます。5件の診療所に対する建設寄附金でございまして、善意によるところの寄附でございます。

18款1項1目繰越金、637万5,000円の追加でございます。財源調整のために繰越金に求めているものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、3,406万9,000円の追加でございます。1点目の負担金の関係でございます。595万4,000円につきましては、消防庁舎の便槽に亀裂が入り、汚水の漏水があったため、相当庁舎そのものの便槽が老朽化が著しいということでありますので、この際、合併処理浄化槽を整備するものでございます。

25節の積立金でございます。1点目は、環境省に町有地を売り払いした金額2,680万円につきましては、今後の財政運営のために公共施設整備基金に積み立てるものでございます。もう1点の131万5,000円の積み立てにつきましては、善意の寄附によるところの知床まちづくり基金に積み立ていたすところでございます。7項1目防災費、16万1,000円の追加でございます。羅臼中学校、春松中学校に自動体外式除細動器、それぞれ1基ずつ配置するものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費、26万円の追加でございます。規格和式型の永代使用料、墓地であります。1基、返還の申し入れがありましたので、その返還金を上程するものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

議案第43号財産処分について。

次の財産を処分したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めらるるものであります。

売却財産は、土地でございます。所在地は、目梨郡羅臼町北浜6番6。地目、雑種地。面積、1万8,359平方メートル。売却予定価格、2,680万円。売却先、環境省でござ

ございます。

ルサフィールドハウス敷地に建っております環境省の建物でございます。その周辺の町有地でありまして、今般、環境省より、今後の環境保全対策として一体的に管理するため取得の要請があったものでありまして、適性利用を図っていただくために処分をいたすところでございます。

なお、参考資料の16ページに所在図を示してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第32号及び議案第43号を採決します。

この採決は、1件ずつ起立によって行います。

議案第32号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第32号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号財産処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第43号財産処分については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第33号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業  
特別会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第33号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 10ページをお願いします。

議案第33号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところ

による。

第1条、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,309万3,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

11ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入。

4款1項療養給付費交付金で100万円を追加し、100万1,000円。

歳入の合計、11億4,309万3,000円。

歳出。

3款保険給付費、100万円を追加し、6億9,731万6,000円。2項高額療養費で100万円を追加し、6,287万9,000円。

歳出の合計、11億4,309万3,000円でございます。

補正の内容につきましては、事項別明細書により説明いたします。

歳出から説明いたしますので、15ページをお開きください。

歳出。

3款保険給付費2項高額療養費3目退職被保険者等高額療養費19節負担金補助及び交付金に100万円を追加するものです。

補正の理由であります。退職被保険者等高額療養費に係る高額医療費の支出が当初予算額を上回ったことから追加補正をするものでございます。

戻りまして、13ページでございます。

歳入です。

4款1項1目療養給付費交付金1節現年度分で100万円を追加し、歳入合計11億4,309万3,000円。歳出、100万円の追加補正分を療養給付費交付金に求めたものであります。

なお、この補正につきましては、去る6月16日に開催されました第3回国保運営協議会に諮問し、承認されたことを申し添えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第33号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第33号国保会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま

す。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第33号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第34号 平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険  
診療所事業特別会計補正予算

---

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第34号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 議案の17ページをお願いいたします。

議案第34号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算についてでございます。

平成22年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,044万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

18ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

5款1項繰越金、370万9,000円を追加し、371万円。

歳入合計、370万9,000円を追加し、2億8,044万3,000円となるものでございます。

19ページ、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費、370万9,000円を追加し、6,383万9,000円。

歳出合計、370万9,000円を追加し、2億8,044万3,000円でございます。

次に、詳細につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

歳入。

5款1項1目繰越金に370万9,000円を追加するものでございます。

内容につきましては、歳出の補正額の財源を前年度繰越金に求めている内容でございます。

22ページ。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、370万9,000円を追加するものでございます。

内容につきましては、診療所施設管理運営に要する経費でございます。いずれもドクターにかかわる経費でございます。費用弁償につきましては、竹内所長の通勤旅費として60万円、普通旅費につきましては、7月から勤務いただくことになっております手塚医師の赴任旅費として28万8,000円、自動車リース料としまして、所長専用車の借上げ料として79万円でございます。また、施設備品につきましては、医師が快適に勤務、生活していただけるよう、住宅4戸につきましては、現行予算を流用し整備を図ったところであり、その費用を充当するため、住環境整備費用として203万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、この補正予算につきましては、6月16日開催の第3回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

松原臣君。

○9番（松原 臣君） 歳出の一般管理費の区分の18の備品購入費についてお伺いいたします。

先ほどの説明では緑町の4戸分の備品購入費。まず、その内訳を一つお願いしたいと思います。

それから、もう一つが、4戸といってもぴんと私はこないのですけれども、所長が住んでいる場所が入っていないということによろしいですね。

それと、もう一つ、これは時間等も関係がございますから、備品が事前に購入されているというお話を聞いております。この点、備品が事前に購入されているとすれば、その理由をきちんとここでお聞かせ願えればというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） まず、1点目の備品の内訳でございます。

それぞれ4戸、すべて同じというふうな状況ではございませんけれども、大まかなものとしては、羽毛布団、それから液晶テレビ、それから洗面台、ウォシュレット、それからじゅうたん類、それからベッド、冷蔵庫といったような内容が主なものでござい

す。

それから、所長の住宅は入っているのかという御質問だったと思いますが、3月まで入ってありました前本田所長の住宅については、今回の整備はしてございません。

それから、備品の購入の理由についてということでもございましたけれども、これにつきましては、3月の本田医師が退職の一つの大きな要因の中に、この住環境の整備というようなことが言われておりました、緊急的な対応として、今後の医師招聘に向けた対応も含めて整備したということで、現行の予算の中で準備をし、そして今回、先ほど一般質問の中で湊屋議員に町長からの答弁もありましたように、今回、その部分を充当する形で補正をお願いしているというようなことでもございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 松原君。

○9番（松原 臣君） 今の説明で、どこに羽毛布団が入るのか、そういう部分は精細には説明がなかったのですけれども、入るものは何点か今述べられましたので、その中身はわかりますけれども、充当するとすれば、前にどのぐらいの備品を購入して、現在足りないから入れるというところえ方でよろしいのですか。

それと、3回しか質問できませんので。事前に購入していないと、ここで言い切れません。事前に備品等を購入して、もう入っているということでもよろしいのですか。その確認をしたいと思います。

○議長（村山修一君） 診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 先ほどの一般質問の中でも町長のほうからも答弁の中で触れていると思いますけれども、既にこの部分については、緊急的な対応として整備をさせていただいているということでもございまして、現行の予算の備品購入については30万円が当初予算の中で計上されておりました、その節の流用の中で対応し、そして不足充当部分について、今回、その補正をお願いするというような内容でもございます。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 松原君。

○9番（松原 臣君） どうも納得できないのですよね。前回、委員会ではその説明もなかったりして、終わってから私もいろいろ耳にしたわけですがけれども、どうもこれを急ぐ、充当するという部分で、それであれば、どうしても急ぐのであれば、専決等間に合わなかった。それから、この予算にも先生が入るので間に合わなかったのですよね。やはりきちんと委員会等でも説明をいただきたいというふうに思います。

どうもこの部分は、ちょっと納得できないのですよね。事前に入っているというのは、事前にもう物が、この金額、決裁される、議会を通る前に物を入れているという私とはとらえ方をしているのですけれども、再度お願いしたいというふうに思います。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） ただいまの御質問でございますが、言われている内容につき

ましては、よく承知を私たちしているつもりでございます。先般も、総務民生常任委員会の折に説明をさせていただきました。私のほうからも、診療所に対して早急に整備すべきというような指示も出しておりまして、それによって担当として現地を整備したということでもあります。そのときに、本来であれば専決処分なりというような形もとれたというようなこともあります。現行予算の中で流用しながらそのことを整備をしたということでありまして、町長の権限の拡大ということもありますので、なるべく専決処分はしたくないという思いが私たちにもありまして、現行の予算、修繕料がありましたので、それを備品購入費に流用しながら対応したと。予算がなくてやったということではなくて、現行予算の中で処理をさせていただいたと。その備品購入費につきましては、財源的に足りないということもありましたので、今般、その補正をさせていただいたということでありまして、そのやり方が適正であるかというふうに言われると、決して適正ではないというふうには思いますが、緊急的なことということで、状況がそうであったということでもありますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第34号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第34号国保診療所会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立多数です。

したがって、日程第10 議案第34号平成22年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第35号 職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第35号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の24ページをお願いいたします。

議案第35号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでありま

す。

25ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、法律または条例により、特に認められた場合を除き通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないとされておりますが、今まで職員に給与を支給の際、職員からの申し出等により、給料から水道料、それから保険料等を控除して、これを職員にかわって支払いを行っていましたが、今回、職員の給与から控除できるよう、条文のとおり改正を行うものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第35号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第35号職員の給与に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第35号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

◎日程第13 議案第36号 羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び日程第13 議案第36号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、各常任委員会において詳しく説明されていますので、簡略に説明を願います。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） それでは、議案の30ページをお願いいたします。

議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

31ページをお願いいたします。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

このたびの条例改正は、我が国における急速な少子化の進行を踏まえ、労働者が就業しつつ、子供の養育または家族の介護を行うための環境を整備し、その雇用の継続を図ることが重要となることから、国において、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、通称育児介護休業法を改正し、さらに、国家公務員、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部の改正がなされ、この6月30日から法施行されることから、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、別冊の参考資料で御説明申し上げますので、参考資料7ページ、資料3をお願いいたします。

なお、改正条文の新旧対照表は非常に煩雑でありますので、改正条文の要約をもって説明とさせていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表であります。

改正の主な内容は、育児休業が職員の配偶者の就業、育児休業の取得の有無にかかわらず育児休業が取得できる改正と、仕事をしながら育児休業がとれる育児短時間勤務制度の導入に関する条文の追加が主なものでありまして、それに加え、文言の修正、条例番号の変更等であります。

まず、第1条であります。第1条は、この条例の目的規定で、育児休業法が条例に委任している引用条項番号に育児短時間勤務に関する法第10条、第14条、第17条、第18条を追加するものであります。

第2条の改正は、育児休業することができない職員の規定であります。

第2条の2は、新設であります。育児休業法第1項の育児休業の承認規定が緩和され、子供の出生から75日間以内については、現行の育児休業とは別に育児休業することができる規定であります。

第3条第1項、第4号、第5号の改正は、夫婦が交互に育児休業したかどうかにかかわらずなく、職員が育児休業計画を提出して育児休業した後3カ月以上経過した場合には再度の育児休業をすることができる改正と、それに伴う文言整理であります。

次のページをお願いいたします。

第5条の改正であります。育児休業の承認、取り消し事由を緩和する改正であります。

第7条の改正は、今回の改正に伴う用語の略称など文言整理であります。

第9条から第17条までは、育児短時間勤務の創設に伴う関係条文の追加であります。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員の規定であります。

第10条は、育児短時間勤務の終了の日から1年を経過する前に同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別の事情の規定であります。

次のページをお願いいたします。

第11条は、交代制勤務職員のための勤務体系の規定で、1週間当たりの勤務時間をそれぞれ規定しております。

第12条は、育児短時間勤務の承認または期間延長の請求手続の規定であります。

第13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由の規定であります。

第14条は、育児短時間勤務の承認の取り消しの場合に伴う任用のやむを得ない事情の規定であります。

第15条の規定は、前条の規定によるやむを得ず育児短時間勤務をさせる場合には、職員に対し書面で通知しなければならないことを規定しております。

第16条の規定は、育児短時間勤務に係る職員について、給与条例の読みかえを規定しております。

次のページをお願いいたします。

第17条の規定は、育児短時間勤務に伴い任用された短時間勤務職員に係る任期更新の規定であります。

第18条の規定は、任期つき短時間勤務職員について、給与条例の読みかえを規定しております。

第19条は、部分休業に関する規定で、部分休業することができない職員の規定を緩和し、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず、職員は部分休業することができる改正であります。

また、第9条から第18条の新設条文追加に伴いまして、第10条を第20条へ、第11条を第21条へ、第12条を第22条へ、それぞれの条文繰り下げと文言の整理であります。

附則といたしまして、この条例は、平成22年6月30日から施行するものであります。

経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前に職員が申し出た計画は、改正後の条例第3条第4号の規定により申し出た計画とみなすものであります。

続きまして、議案の26ページをお願いいたします。

議案第36号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

27ページをお願いいたします。

羅臼町の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

この条例の改正理由につきましては、前段、議案第37号でも御説明いたしましたが、

育児介護休業法及び国家公務員、地方公務員の育児休業に関する法律の一部が改正され、この6月30日から法施行されることを受けまして、羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、別冊の参考資料で御説明申し上げますので、参考資料2をお願いいたします。

なお、改正文の新旧対照表は非常に煩雑でありますので、改正条文の要約をもって説明とさせていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表であります。

まず、第2条は、1週間の勤務時間を定める規程であります。第2項として、新たに育児短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を任命権者が定める規定を追加するものであります。

第2条第3項の規定は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の導入により、地方公務員法の引用条文を加え、第2項の追加により現行第2項を第3項に繰り下げ、第2条第4項の規定は、同条の第3項と同じく、現行第3項を第4項に繰り下げるものであります。

第3条は、週休日及び勤務時間の割り振りの規定であります。

第4条第2項の改正であります。特別の形態によって勤務する育児短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の週休日の割り振りを加えるものであります。

第7条の2から第7条の4までは新設条文であります。

第7条の2第1項及び第2項、正規勤務時間以外の時間における勤務の規定であります。

次のページをお願いいたします。

第3項の3は、育児または介護を行う職員の早出、遅出出勤の規定であります。

第7条の4は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規定であります。

第2項は、時間外勤務の制限に関する追加条文であります。

第3項は、小学就学の始期に達するまでの子を養育する職員の時間外勤務の制限に関する規定であります。

第4項は、深夜勤務及び時間外勤務の制限規定を介護する職員へ準用する規定であります。

第5項は、規則への委任規定であります。

次のページをお願いいたします。

第12条は、年次有給休暇の規定であります。

附則として、この条例は、平成22年6月30日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第 37 号及び議案第 36 号を採決します。

この採決は、1 件ずつ起立によって行います。

議案第 37 号職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 12 議案第 37 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 13 議案第 36 号羅臼町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 14 議案第 38 号 羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長（村山修一君） 日程第 14 議案第 38 号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 35 ページをお願いします。

議案第 38 号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

今回の条例改正は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律が先月 5 月 19 日付で公布、施行されたことから、羅臼町の国民健康保険条例にかかわる部分について改正を行うものです。

条例の改正は、国民健康保険事業の特定健康診査に係る法 72 条の 4 に関することですが、今回改正となる第 11 条中の条文整理についてもあわせて行うものであります。

改正文につきましては、36 ページに記載されておりますが、別冊の参考資料の 15 ページ、資料 4、新旧対照表により説明いたしますので、お開きください。

第 11 条は、保健事業です。

第 1 項、「町は」の後の網かけ部分に「法第 72 条の 4 に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外であって」を追加するものです。

次に、改正前の1の診療所から6号母性及び乳幼児の保護及び7号までの網かけ部分を削除し、改正後は、1号、健康教育、2号、健康相談、3号、健康診査、4号、その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業に整理するものであります。

さらに、2項の1号、療養のために必要な用具の貸し付けを削除するものです。

附則の施行期日であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、この改正案につきましては、去る6月16日に開催されました第3回国保運営協議会に諮問し、原案のとおり承認されたことを申し添えます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第38号国保条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第38号羅臼町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第39号 北海道市町村備荒資金組合同約の変更について

---

○議長（村山修一君） 日程第15 議案第39号北海道市町村備荒資金組合同約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の37ページをお願いいたします。

議案第39号北海道市町村備荒資金組合同約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村備荒資金組合同約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が平成22年4月1日から全面施行されたことに伴い、各支庁が総合振興局及び振興局に名称を変更され規約の改正が必要なことから、当該組合より条文のとおり規約改正の協議依頼があったものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道知事の許

可のあった日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第39号市町村備荒資金組合の規約変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第39号北海道市町村備荒資金組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第40号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合  
規約の変更について

---

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第40号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の38ページをお願いいたします。

議案第40号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が平成22年4月1日から全面施行されたことに伴い、各支庁が総合振興局及び振興局に名称を変更され、この規約の改正が必要なことから、当該組合より条文のとおり規約改正の協議依頼があったものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第40号町村議会議員公務災害補償等組合の規約変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第40号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第41号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に  
ついて

---

○議長（村山修一君） 日程第17 議案第41号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の39ページをお願いいたします。

議案第41号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が平成22年4月1日から全面施行されたことに伴い、各支庁が総合振興局及び振興局に名称が変更され、また、所管区域の変更も行われ、規約の改正が必要なことから、当該組合より条文のとおり規約改正の協議依頼があったものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第41号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第41号市町村総合事務組合の規約変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第41号北海道市町村総合事務組合規約の変更について

は、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第 18 議案第 42号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について**

---

○議長（村山修一君） 日程第 18 議案第 42号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画財政課長。

○総務企画財政課長（寺澤哲也君） 議案の 40 ページをお願いいたします。

議案第 42号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するため、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が平成 22 年 4 月 1 日から全面施行されたことに伴い、各支庁が総合振興局及び振興局に名称が変更され、また、所管区域の変更も行われ、規約の改正が必要なことから、当該組合より条文のとおり規約改正の協議依頼があったものであります。

附則として、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第 42号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 42号市町村職員退職手当組合の規約変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 18 議案第 42号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第 19 発議第 4号 若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書**

---

○議長（村山修一君） 日程第 19 発議第 4号若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求

める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

鹿又政義君。

○6番（鹿又政義君） 発議第4号若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年6月25日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、鹿又政義。賛成者、羅臼町議会議員、佐藤晶、同じく小野哲也。

若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書。

若者の雇用環境は、先が見えない不安で覆われている。一昨年秋のリーマンショック以降、厳しい状況が続き、昨年12月の若年層（15から24歳）失業率は8.4%で、全体の完全失業率5.1%を大きく上回っている。

こうした中で、新規学卒者の就職内定状況も非常に厳しくなっている。大卒予定者の就職内定率は、昨年12月1日現在で73.1%、高校新卒者は、同11月末現在で68.1%と、いずれも過去最低となった。

さらに、ニートや引きこもりなど困難を抱える若者への支援が希薄であることも危惧されており、その十分な対策も急務である。

このような状況を踏まえて、若者の雇用に対する公的支援のあり方を抜本的に見直す必要があると考える。

よって、国においては、若者の雇用創出と新卒者支援を図るため、次の事項について強く要望する。

記。

1、地域の実情に基づいた雇用機会の創出を強化するため、「ふるさと雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業」の基金をさらに充実すること。

2、「訓練・生活支援給付」の恒久化及び未就職新卒者に対する同給付の適用拡大を図るとともに、次の雇用へつなげるための「トライアル雇用（試行雇用）」の拡充や、「働く場」と「就職訓練」を一体的に提供する「雇用つき研修体系」の促進を図ること。

3、新卒者の内定率の低下と就職活動に係る費用負担が非常に重いことにかんがみ、「就活応援基金」を創設するなど、経済的負担の軽減を図ること。

4、中小企業の求人と新卒者の求職のミスマッチを解消するため、中小企業の求人やその魅力について情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」などを創設すること。

5、正規雇用化への対策強化と派遣切りや雇いどめによる不安定雇用を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年6月25日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、発議第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第19 発議第4号若者の雇用創出と新卒者支援の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

---

◎日程第20 発議第5号 医療的ケアの必要な子どもの就学に係る  
地方自治体への支援を求める意見書

---

○議長(村山修一君) 日程第20 発議第5号医療的ケアの必要な子どもの就学に係る地方自治体への支援を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番(田中 良君) 発議第5号医療的ケアの必要な子どもの就学に係る地方自治体への支援を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年6月25日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、小野哲也、同じく鹿又政義。

医療的ケアの必要な子どもの就学に係る地方自治体への支援を求める意見書。

障害のある、なしにかかわらず、住みなれた地域で希望する教育を受けられるようにするという考え方が広まる中、本年4月から本格施行となる「北海道障がい者条例」においても、「障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること」などが示されたところである。

しかしながら、医療的ケアを必要とする重度の障害のある子供が小中学校への就学を希望する場合、障害の状態に応じた専門的な指導や医療的ケアに対応するための看護師の配置などが必要となるため、市町村において重度の障害者を受け入れることのできる教育環境を早急に整備する必要がある。

医療的ケアが必要な子供の保護者が地域の小学校で障害のない子供たちと一緒に学び、生活させたいとの思いから、特別支援学級がある小学校への入学と看護師の配置を教育委員会に求めたが、小学校への入学に難色を示し、看護師の配置についても、財政難で予算

的にも厳しいとの対応がなされた事例も見られている。

このような重度の障害のある子供は全道各地域に在住しており、市町村によっては独自に看護師を配置しているところもあるが、保護者の付き添いを求めるところが多く、保護者にとっては大変な負担となっており、市町村を支援する何らかの方策が必要である。

よって、国においては、医療的ケアを必要とする重度の障害のある子供が、保護者の負担によらず住みなれた地域で教育が受けられるように、次の事項について要望する。  
記。

1、医療的ケアを必要とする重度の障害のある子供を受け入れるため、小中学校及び特別支援学校に看護師を配置する際の補助を行うなど、地方自治体を支援する方策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年6月25日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第20 発議第5号医療的ケアの必要な子どもの就学に係る地方自治体への支援を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

---

### ◎日程第21 発議第6号 持続的な農業・水産業政策の確立を求める 意見書

---

○議長（村山修一君） 日程第21 発議第6号持続的な農業・水産業政策の確立を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○7番（佐藤 晶君） 発議第6号持続的な農業・水産業政策の確立を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年6月25日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、佐藤晶。賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同じく小野哲

也。

持続的な農業・水産業政策の確立を求める意見書。

本道の農業・水産業は、就業者の減少、高齢化を初め、所得の減少、水産資源の減少などの課題が山積しており、このままでは地域の農山漁村の安全と活力が失われかねない状況となっている。

農水産物の安全性、品質に対する消費者の関心も高まっており、生産性の向上はもとより、産地の販売力強化、流通の効率化・高度化など農山漁村の再生を図り、持続的な農業・水産業を早急に確率することが重要である。

よって、国においては、地方の意見を的確に反映させ、将来にわたって国民に安全・安心な農水産物を提供し、豊かな食生活を支えていくために必要な政策を拡充するよう強く要望する。

記。

1、食料自給率を50%に向上させることを目指し、食料・農業・農村基本計画の見直しを行い、新たな政策を確立すること。

2、北海道農業の中心となる生産性の高い担い手農家の育成・確保や集落営農を推進するとともに、農地集積の加速化、農家所得の向上に配慮すること。

3、農林漁業者による加工・販売の取り組みや異業種との連携などを通じた農山漁村の6次産業化を推進すること。

4、地域の創意工夫が活かされる真に必要な漁港、漁場、漁村の整備とともに、持続的な水産業の確率に向けた新たな政策を推進すること。

5、大型クラゲ、ザラボヤ等の有害生物による漁業被害や燃油、養殖用飼料など資材価格の高騰などによる漁業経営への影響を緩和するための措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年6月25日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第21 発議第6号持続的な農業・水産業政策の確立を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

---

◎日程第22 発議第7号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に  
関する意見書

---

○議長（村山修一君） 日程第22 発議第7号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に  
関する意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山下崧君。

○8番（山下 崧君） 発議第7号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見  
書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年6月25日提出、羅臼町議会議長、村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員、山下崧。賛成者、同じく羅臼町議会議員、坂本志郎、同じく  
佐藤晶。

森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書。

近年、森林に対する国民の期待は、地球温暖化の防止、国土の保全や水源涵養はもとよ  
り、生物多様性の保全への貢献など多様化するとともに、低炭素社会づくりを進めるた  
め、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待も増大している。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化のおくれなどから生産性が低  
く、材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、我が国の林業・木材産  
業は危機的な状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に  
立っている。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年公表された「森林・林業再生プラン」に基づき、国  
民の期待にこたえていくため、今後、森林整備を着実に推進するとともに、森林の有する  
多面的機能の持続的発揮を図りながら森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の  
活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するよう要望する。

記。

1、地球温暖化防止、森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保、及び  
森林所有者の植林意欲を高めるための負担軽減措置等による森林経営対策を推進するこ  
と。

2、水源の涵養など森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の取り扱いに関す  
る所有者の責務を明確化するとともに、大面積皆伐の抑制や伐採後に確実に植林する仕組  
みを構築すること。

3、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定を踏まえ、低炭素社会  
の実現に着目した公共建築物の住宅建設等における木材利用の促進、及び木質バイオマス  
利用など国産材の利用を拡大すること。

4、持続可能な森林・林業の確立に向けて、森林計画の作成や施業の集約化を担う人材及び現場事業の担い手などの育成確保を図るとともに、森林整備に要する経費の定額助成を実施すること。

5、国民共有の財産である国有林については、公益的機能の一層の維持増進を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年6月25日、北海道羅臼町議会議長、村山修一。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第22 発議第7号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定しました。

---

### ◎日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（村山修一君） 日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定しました。

---

### ◎閉会宣告

---

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第2回羅臼町議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午後 3時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員